

# 一般社団法人 日本公衆衛生学会定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本法人は、一般社団法人日本公衆衛生学会と称する。

(事務所)

**第2条** 本法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

**第3条** 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第4条** 本法人は、公衆衛生学の進歩発展と国民の健康の保持増進を図り、もってわが国の公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(事業)

**第5条** 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生に関する学術集会、学会総会、講演会、研修会等の開催
  - (2) 学会機関誌、学術図書の刊行及び公衆衛生学に関する資料の収集、編さん
  - (3) 国民の公衆衛生向上に関する勧告、啓発、普及
  - (4) 公衆衛生専門家の教育研修及び資格認定
  - (5) 公衆衛生に関する専門委員会の開催
  - (6) 公衆衛生に関する調査研究
  - (7) その他本法人の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業を行うために必要な細則は、理事会において定める。
- 3 第1項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

(事業年度)

**第6条** 本法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

## 第3章 会員と代議員

(会員の種別)

**第7条** 本法人に次の会員を置く。

- (1) 普通会員 本法人の趣旨に賛同し、別に定める会費を納める者
- (2) 名誉会員 本法人に特に功労のあった者で、代議員会で決議した者
- (3) 学生会員 大学及びこれらに準ずる学校に在籍し、公衆衛生に関係ある学科を修める学生(大学院生を除く)であって、

本法人の趣旨に賛同し、別に定める会費を納める者。なお入会方法については別途定める。

(4) 協力会員 公衆衛生関係の業務に従事し、本法人の趣旨に賛同する者のうち、本法人に入会したことがない者であって、次のいずれかに該当する者であり、定款第9条の権利を有しない者とする。なお、入会方法等については別途定める。

ア. 全国公衆衛生関連学協会連絡協議会(全公連)の加盟学会会員または社会医学系専門医協会構成学会の会員である者

イ. 国または地方公共団体の職員(関連機関職員を含む)

(普通会員の入会)

**第8条** 普通会員になろうとする者は、代議員の紹介による入会申込書に当該年度の会費を添えて理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 普通会員は、会費を当該年度の11月30日までに納入しなければならない。ただし、新入会員は入会時に納入するものとする。

(会員の権利)

**第9条** 普通会員及び名誉会員は、学会機関誌「日本公衆衛生雑誌」に投稿し、学会総会で研究を発表し、かつ学会機関誌の無償配布を受けることができる。

2 普通会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定された次に掲げる社員の権利を本法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (5) 一般法人法第51条第4項の権利及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併・契約等の閲覧等)

## (会員の退会)

**第10条** 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員の資格を失う。

- (1) 本人より退会の申出があったとき。
- (2) 会費を翌年度末までに納入しなかったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 会員としてふさわしくない行為により除名処分を受けたとき。ただし、除名処分に関する規定は別に定める。

## (代議員の選任)

**第11条** 本法人は、普通会員から、地域別、職能別に選出された代議員をもって一般法人法上の社員とする。

- 2 地域別の代議員の定数は、都道府県の区分により、普通会員が40人までは1人、普通会員が41人から80人までは2人、普通会員が80人を超える場合は、80人又はその端数を増すごとに1人を加えた数とする。
- 3 職能別の代議員の定数は、代議員会が定める職能別の区分により、普通会員が40人までは1人、普通会員が41人から80人までは2人、普通会員が80人を超える場合は、80人又はその端数を増すごとに1人を加えた数とする。
- 4 代議員を選出するため、普通会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、代議員会の議を経て別に定める。
- 5 代議員は、普通会員の中から選ばれることを要する。普通会員は、代議員選挙に立候補することができる。
- 6 代議員選挙において、普通会員は他の普通会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 7 代議員選挙は、2年に1度、当該年度の7月までに実施し、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。
- ただし、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。この場合、当該代議員は、役員の選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しない。
- 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

## 第4章 代議員会

## (種類及び構成)

**第12条** 本法人の代議員会は、定時代議員会と臨時代議員会の2種とする。

- 2 前項の代議員会をもって一般法人法上の社員総会とする。
- 3 代議員会は、代議員をもって構成する。
- 4 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

## (開催)

**第13条** 定時代議員会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時代議員会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
  - (2) 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、臨時代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して臨時代議員会の招集を請求することができる。

## (権限)

**第14条** 代議員会は、次の事項及び法令に規定する事項に限り決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任又は解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 一般法人法第113条に規定する役員の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 公益目的事業の廃止
- (7) 解散、継続合併の承認
- (8) 残余財産の処分
- (9) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (10) その他、代議員会で決議するものとして定款で定められた事項

- 2 代議員会は、あらかじめ代議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

## (招集)

**第15条** 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、第13条第2項第2号の規定による臨時代議員会開催の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。この期間が経過しても招集されないときは、各理事が臨時代議員会を招集することができる。
- 3 代議員会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 代議員会の日時及び場所
- (2) 代議員会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
- (3) 代議員会に出席できない代議員が議決権を代理行使する場合の委任状様式及び提出期限。

## (招集通知)

**第16条** 理事長は、少なくとも代議員会の14日前までに前条第3項各号に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録により、招集通知を発しなければならない。

## (議長)

**第17条** 代議員会の議長は、学会長がこれに当たる。

## (定足数)

**第18条** 代議員会は、総代議員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

## (決議)

**第19条** 代議員会の決議は、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員数の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 一般法人法第113条第1項に規定する役員の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認
- (8) その他法令で定められた事項

## (議決権の代理行使)

**第20条** 代議員会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として代議員会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員は、代理権を証明する委任状をあらかじめ本法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、代議員会ごとにしなければならない。

3 第1項の場合における第18条、第19条の規定の適用については、その代議員は代議員会に出席したものとみなす。

## (議事録)

**第21条** 代議員会の議事については、一般法人法57条の規定に基づき、議事録を作成する。

2 議長及び代議員会で選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

3 代議員会の議事の要領及び議決した事項は、学会

機関誌で会員に通知する。

## 第5章 役員

## (役員の設置)

**第22条** 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事	学会総会の学会長である者	1人
	学会総会の副学会長である者	3人以内
理事長		1人
地域別理事		14人以内
職能別理事		12人以内
指名理事		8人以内

- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、これを一般法人法上の代表理事とする。

3 理事長を除く理事のうち、副理事長1人、総務担当理事2人、経理担当理事2人を一般法人法上の業務執行理事とする。

4 理事長は指名理事候補者を推薦することができる。

## (役員の選任)

**第23条** 理事長、地域別理事ならびに職能別理事の候補を選出するため、代議員による理事長候補推薦選挙及び理事候補推薦選挙を行う。

2 代議員は理事長候補推薦選挙、理事候補推薦選挙に立候補することができる。

3 地域別理事候補は代議員会が定める地域ブロックの区分により、職能別理事候補は代議員会が定める職能別の区分により、それぞれの区分に属する代議員の互選により選出する。

4 理事及び監事は、代議員会において選任される。この決議は各候補者ごとに行う。

5 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

6 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

7 役員の選任に関する細則は、代議員会の議を経て別に定める。

## (理事等の職務及び権限)

**第24条** 理事は、理事会を構成し、この定款及び法令で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、本法人を代表しその業務を執行する。

3 業務執行理事は、本法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## (監事の職務及び権限)

**第25条** 監事は、次の各号に規定する職務を行う。

1 理事の職務執行を監査し、監査報告を作成すること。

2 本法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査

すること。

- (3) 代議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が代議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を代議員会に報告すること。
- (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員の任期)

- 第26条** 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。ただし、学会総会の学会長または副学会長である理事で、これら以外の理事資格をもたないものの任期は、学会総会の終了の日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。
  - 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
  - 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
  - 5 代議員資格を有する理事で、任期中に代議員資格を喪失した者はその資格を失う。

(役員の退任)

- 第27条** 役員は、いつでも辞任することができる。

(取引の制限及び損害賠償責任)

- 第28条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認

を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引。
- (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引。
- (3) 本法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本法人と当該理事との利益が相反する取引。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 理事、監事は、その任務を怠ったときは、本法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は、すべての普通会員の同意がなければ、免除することができない。

(報酬等)

- 第29条** 会員である役員は無報酬とする。その他の役員の報酬は、代議員会で定める。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第30条** 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 代議員会の議案等の決定
- (5) 細則等の制定、変更、廃止

(開催)

- 第32条** 理事長は概ね3ヶ月に一度定例理事会を開催する。

- 2 理事会は定例理事会以外に次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第25条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第33条** 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求のあった日

- から14日以内に理事会を招集しなければならない。この期間が経過しても招集されないときは、各理事又は監事が理事会を招集することができる。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

**第34条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数及び議決)

**第35条** 理事会は議決に加わることができる理事現在数の過半数の出席をもって成立する。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第36条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会に出席した理事長及び監事は議事録に記名押印しなければならない。理事長に事故あるときは、理事会に出席した理事全員及び監事は、議事録に記名押印しなければならない。

## 第7章 学会総会及び委員会

(学会総会)

**第37条** 第5条第1項第1号に定める学会総会を年1回開催する。

- 2 学会総会の学会長及び副学会長を、学会総会開催の前々年度の定時代議員会において定める。
- 3 その他学会総会の組織及び運営等については、理事会の議決を経て定める。

(編集委員会)

**第38条** 本法人に編集委員会を置く。

- 2 編集委員会の任務及び運営等については、理事会の議決を経て定める。

(その他の委員会)

**第39条** 本法人に前条に定めるもののほかに委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置、任務、運営等については、理事会の議決を経て定める。

## 第8章 財産及び会計

(事業計画及び予算)

**第40条** 本法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金

調達及び設備投資の見込みに関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の承認を経て、定時代議員会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

**第41条** 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に次の書類を理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類は定時代議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項に規定する書類は、当該事業年度経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(剰余金)

**第42条** 本法人の決算において剰余金が生じた場合は、その剰余金を翌事業年度に繰り越し、分配はしないものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第43条** 本法人の定款を変更するときは、第19条第2項第4号に規定する代議員会の決議をしなければならない。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）

第11条第1項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第44条の規定はこれを変更することができない。

(解散及び残余財産の帰属)

**第44条** 本法人は、次の事由により解散する。

- (1) 第19条第2項第6号に規定する代議員会による解散の決議があったとき

- (2) 合併（当該合併により本法人が消滅する場合に限る。）  
(3) 破産手続開始の決定  
(4) 裁判所による解散命令があったとき  
2 本法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、前項第1号に定める決議により、公益法人認定法第5条第17号に掲げる公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（公益目的取得財産残額の贈与）

- 第45条** 行政庁が公益法人認定法第29条第1項又は第2項の規定による公益認定の取消処分をした場合において、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、その取消しの日から1ヶ月以内に公益法人認定法第5条第17号に掲げる公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。  
2 合併により本法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）において、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、その合併の日から1ヶ月以内に公益法人認定法第5条第17号に掲げる公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

- 第46条** 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

（個人情報の保護）

- 第47条** 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。  
2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 附則

（委任）

- 第48条** この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

- 第49条** 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

平成29年4月6日施行  
平成29年10月30日一部改正  
平成30年10月23日一部改正  
2023年10月30日一部改正

## 別表 代議員選挙区分表

(地域別)

ブロック区分	都道府県名
東北・北海道	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島
東京	東京
関東・甲信越	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 新潟, 山梨, 長野
東海・北陸	富山, 石川, 福井, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重
近畿	滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山
中国・四国	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知
九州・沖縄	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄

(職能別)

1. 医師
  - I 行政系
  - II 教育・研究系
  - III 医療系
  - IV その他
2. 歯科医師
3. 薬剤師
4. 獣医師
5. 保健師
6. 助産師
7. 看護師・准看護師
8. 歯科衛生士, 歯科技工士
9. 診療放射技師・診療X線技師・臨床検査技師・衛生検査技師
10. 管理栄養士・栄養士
11. 理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士
12. 養護教諭・学校保健および体育系
13. 健康教育系
14. 社会科学系
15. 衛生統計系 (疫学も含む)
16. 生物・物理・化学・工学・環境系
17. その他 (上記に属さない教育・研究者等)

## 役員選出に関する規定

(代議員)

**第1条** 地域別ブロックは次の区分による。

ブロック区分 都道府県名

東北・北海道 北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田,  
山形, 福島

東京 東京

関東・甲信越 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉,  
神奈川, 新潟, 山梨, 長野

東海・北陸 富山, 石川, 福井, 岐阜, 静岡, 愛知,  
三重

近畿 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山

中国・四国 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島,  
香川, 愛媛, 高知

九州・沖縄 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎,  
鹿児島, 沖縄

**第2条** 職能別は次の区分による。

- 1 医師 (1-1 行政系, 1-2 教育・研究系,  
1-3 医療系, 1-4 その他)
- 2 歯科医師 3 薬剤師 4 獣医師
- 5 保健師 6 助産師 7 看護師・准看護師
- 8 歯科衛生士・歯科技工士
- 9 診療放射線技師・診療エックス線技師・  
臨床検査技師・衛生検査技師
- 10 管理栄養士・栄養士
- 11 理学療法士・作業療法士・視能訓練士・  
言語聴覚士 12 養護教諭・学校保健及び体育系
- 13 健康教育系 14 社会科学系
- 15 衛生統計系
- 16 生物・物理・化学・工学・環境系 17 その他

② 前項の職能別は、各職能間の均衡をはかるため選挙登録の結果をもって選挙管理委員会において若干の職能群に集約することができる。

(代議員選挙管理委員会)

**第3条** 選挙に関する事務は選挙管理委員会（以下単に委員会という）が行なう。

- ② 委員会の委員は、理事長が指名する者とする。
- ③ 委員長は委員の互選による。
- ④ 委員の任期は2年とする。
- ⑤ 委員会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- ⑥ 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- ⑦ 委員会の事務は学会事務局で行なう。
- ⑧ 前各項に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項を委員会が定める。

(選挙)

**第4条** 選挙人名簿及び立候補者名簿は委員会で作成し、選挙人に配布しなければならない。

② 前項名簿は地域別及び職能別に作成する。

③ 名簿作成に当っては、会員は立候補の有無を付して、所定期日までに登録しなければならない。選挙が行われる年の3月末に当年度会費の納入が確認されてない者は、選挙人として登録できない。この期日において選択されている地域及び職能区分を選挙期間中用いる。

④ 前項に規定する期日までに登録しなかった者は、投票することができない。

**第5条** 前条第3項の期日及び選挙期日は委員会で決定し、機関誌掲載その他の方法で会員に告示しなければならない。

**第6条** 選挙は単記無記名投票で行なう。

**第7条** 投票は、地域別1票、及び職能別1票とする。

**第8条** 開票は委員会が行なう。

**第9条** 開票は学会機関誌に告示した投票締切日時に投票されているものについて行う。

**第10条** 次の投票は無効とする。

- 1 所定の投票システムを利用しなかったもの。
- 2 選挙の期日内に投票しなかったもの。

**第11条** 選挙人は委員会の承認を受けて、開票の参観をすることができる。

**第12条** 選挙において有効投票数を多数得た者をもって当選人とする。

- ② 当選人を定めるに当り、得票数が同じである時は、委員会において委員長が抽選で定める。
- ③ 同一人が地域別及び職能別に同時に当選した場合は、得票数の多い部門に入れる。その結果、地域別に欠員が生じた時は同地域の次点者を繰り上げ当選とする。職能別においても同じとする。

**第13条** 当選人が定まった時は、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承認を得て学会機関誌に発表しなければならない。

**第14条** 当選人が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選することとする。

(理事長候補者)

**第15条** 理事長候補者の被選挙権者はこの規定により選出された代議員の職にある者とする。

**第16条** 理事長候補者の選出の委員会の規定は、第3条を準用する。

**第17条** 理事長候補者は代議員の互選による。

- ② 立候補又は候補者推薦を妨げない。

ただし、推薦の場合は本人の承諾を必要とする。

**第18条** 選挙人名簿は代議員名簿をもってこれに充てる。

**第19条** 選挙の期日は学会機関誌に発表しなければならない。

② 第6条、第8条より第11条まで、第12条第2項及び第13条の規定は理事長候補者の選挙に準用する。

③ 選挙において有効投票を多数得たものをもって当選人とする。ただし、有効投票総数の5分の1以上の得票がなければならない。

④ 当選人が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選することとする。ただし、有効投票総数の5分の1以上の得票がなければならない。

⑤ 前項までの規定で当選人を定めることができない場合は、再選挙を行なう。

(理事候補者)

**第20条** 理事候補者は地域別および職能別に選出する。

② 理事長候補者は前項のほか指名理事候補者の推薦を理事長に依頼することができる。ただし、その半数以上は代議員の中から選ばれなければならない。

**第21条** 地域別の理事候補者は、その地域に所属する代議員の互選による。

② 地域別は、東北・北海道ブロック、関東・甲信越ブ

ロック（東京都を除く）、東京都ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州・沖縄ブロックの区分によるものとし、その定数は普通会員の登録者数に基づき委員会で定める。

**第22条** 職能別の理事候補者は、その職能または職能群に所属する代議員の互選による。

② 職能群は、職能の特徴及び登録者数を考慮して委員会で定め、その定数は普通会員の登録者数に基づき委員会で定める。

**第23条** 第6条、第8条より第13条まで、第18条及び第19条は理事候補者の選挙に準用する。

② 当選人が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選することとする。ただし、次点者が辞退した場合もしくは次点がいない場合は、欠員とする。

(本規定の改廃)

**第24条** 本規定の改廃は代議員会の議を経て実施し、学会機関誌に掲載する。

附則 1. 本規定は当法人成立の日より施行する。

2. 平成30年10月23日一部改正

3. 2019年10月22日一部改正

4. 2021年10月22日一部改正

## 編集委員会規定

(設置)

**第1条** 本学会定款38条に基づいて第4条の目的に従って学会機関誌を編集するために編集委員会を置く。

(任務)

**第2条** 編集委員会の任務は学会機関誌「日本公衆衛生雑誌」の編集に関する次の事項とする。

1. 投稿原稿の査読結果の検討および採否の決定
2. 投稿の依頼
3. 投稿規程の作成
4. その他編集に関する事項

(組織・構成)

**第3条** 編集委員会の組織・構成は編集担当理事3名以内、編集委員長、ならびに編集委員20名以内とする。

(担当理事および編集委員長の委嘱)

**第4条** 編集委員長は、理事会の議を経て本学会員の中から理事長が委嘱する。編集委員長は編集委員会を総括する。編集委員長の任期は原則として3年とし、再任を妨げず2期までとする。

(編集委員の選出)

**第5条** 編集委員長は担当理事と協議して地域を考慮して編集委員を選出し、理事会の承認を経て編集委員会

を組織する。

② 編集委員の選出は理事選挙後に実施する。任期の開始は翌年の1月1日からとする。再任の場合はその半数にとどめることとする。

(編集副委員長の委嘱)

**第6条** 編集委員長は前条の規定にもとづいて選出された編集委員の中から、編集副委員長2名を委嘱することができる。編集副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務を代行する。編集副委員長の任期は原則として3年とし、再任を妨げず2期までとする。

(編集委員会の開催)

**第7条** 編集委員会は、原則として隔月に開催する。委員会の開催されない月には小委員会を開催し、委員会から委託された日常的業務を処理することができる。小委員会は編集担当理事、編集委員長、編集副委員長をもって構成するが、委員長が必要と認めた場合は編集委員の中から1~2名を追加することができる。

(拡大編集委員会)

**第8条** 編集委員会と査読委員との連携を緊密にするため、毎年1回原則として日本公衆衛生学会総会会期中

に拡大編集委員会を開催し、編集上の諸問題についての協議を行う。

(査読委員の選出)

**第9条** 編集委員会は論文審査のため、専門および職能を考慮して査読委員120名以内を選出する。

ただし、別に必要に応じて編集委員長は査読委員以外の適任者に依頼することができる。

② 査読委員の選出は、新編集委員の委嘱後とする。任期の開始は4月1日からとする。なお、任期中に辞任した査読委員の後任および規定の改定によって増員された査読委員の任期は、他の査読委員の残任期間と同じとする。

(任期)

**第10条** 第3条に基づいて構成する編集委員および査読

委員の任期は原則として3年とし、再任を妨げず2期までとする。

(投稿規程の制定)

**第11条** 投稿規程の改正は編集委員会が定め、学会機関誌に掲載する。ただし、経費および編集方針等重要事項に関しては理事会の議を経て定めることとする。

(代議員会への報告)

**第12条** 担当理事は毎年度の代議員会において編集状況に関し報告しなければならない。

(本規定の改廃)

**第13条** 本規定の改廃は理事会の議を経て実施し、代議員会に報告し、学会機関誌に掲載する。

附則1 本規定は平成30年5月14日から施行する。

## 一般社団法人 日本公衆衛生学会定款第7条に基づく 会員の会費についての内規

**第1条** 普通会員の会費年額は8,000円とする。

**第2条** 普通会員は会費をその年度の11月30日までに納入しなければならない。

ただし、入会の場合はこの限りでない。

**第3条** 学生会員は、当面の間無料とする。

**第4条** 協力会員は、入会後翌年の事業年度終了時まで無料とする。

**第5条** この規定を改正する場合には代議員会の議決を必要とする。

## 一般社団法人 日本公衆衛生学会定款第7条に基づく 学生会員についての内規

**第1条** 学生会員になろうとする者は、普通会員または名誉会員の紹介による入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。なお、会員の自動継続は行わない。年度ごとに更新手続きをとることとする。

**第2条** 学生会員は、学会機関誌「日本公衆衛生雑誌」に投稿することができる。投稿する場合は、同機関誌の投稿規定による。

**第3条** 学生会員は、学会総会で研究を発表することができる。発表する場合は、その年度の学会総会事務局で決定した学会総会開催要綱による。

**第4条** 学生会員には、学会機関誌「日本公衆衛生雑誌」の配布はしない。なお、配布を希望する場合は年額2,000円を払い、配布を受けることができる。

**第5条** 学生会員の間は、当学会の会員歴に含まない。

## 一般社団法人 日本公衆衛生学会定款第7条に基づく 協力会員の入会方法等についての内規

(目的)

**第1条** 本内規は、定款第7条第4の規定に基づき協力会員の入会方法等について定めるものである。

協力会員制度は、学術総会をはじめとする日本公衆衛生学会の活動に興味を持つ者に対し、会費を免除することで垣根を下げて、試みに参加する機会を付与す

ることを目的とする。

**第2条** 協力会員になろうとする者は、代議員の紹介による入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならぬ。入会後翌年の事業年度終了後は、申し出のない限り普通会員に移行するので、改めての入会申込書は要しない。

**第3条** 協力会員の会費は、入会後翌年の事業年度終了時まで無料とする。

**第4条** 協力会員は、選挙権、被選挙権を有しない。

**第5条** 協力会員には、学会機関誌「日本公衆衛生雑誌」

の配布はしない。

**第6条** 協力会員は、共著者として学会総会で研究発表することができる。発表する場合は、その年度の学会総会事務局で決定した学会総会開催要綱による。

**第7条** 協力会員の間は、日本公衆衛生学会の会員歴に含まない。

**第8条** 協力会員制度は、承認された代議員会を初年度とした5年度目の代議員会で改廃につき検討することとする。

## 一般社団法人 日本公衆衛生学会定款第39条第1号に基づく

### 委員会についての内規

**第1条** 委員会は次の区分により設置する。

- 1 専門委員会 学術の専門的研究を行なう。
- 2 調査委員会 公衆衛生に関する調査研究を行なう。

**第2条** 委員会の設置は、理事会の議決により定める。

② 理事会は委員会を設置した場合は、次に開催する代議員会に報告しなければならない。

**第3条** 会員が委員会の設置を希望する場合は、その目的、理由を付して理事会に申し出るものとする。

**第4条** 委員会の設置期間は2カ年とする。

② 特に期間の延長を必要とする場合は第2条の規定を

準用する。

**第5条** 委員会に委員長および委員をおく。

- ② 委員は理事会の推せんにより、理事長が委嘱する。
- ③ 委員の定数は理事会で定める。
- ④ 委員長は委員の互選による。
- ⑤ 委員長および委員の任期は2カ年とする。

**第6条** 委員会の費用は理事会において決定し、それぞれの委員会に知らせなければならない。

**第7条** 委員会はその研究調査の結果を機関誌に発表しなければならない。

## 一般社団法人 日本公衆衛生学会定款第7条に基づく

### 名誉会員の推せんについての内規

**第1条** 名誉会員に推せんされる者は現在満70歳以上の会員で、次の各号に該当するものとする。

- 1 本学会の会長、副会長または理事長をつとめた者。
- 2 本学会会員として30年以上、または評議員もしくは代議員として10年以上本学会に尽力し、かつ、公衆衛生の専門家として公衆衛生の向上発展に指導的役割を果した者。
- ② 前項の規定にかかわらず理事会が特に必要と認めた者。

**第2条** 名誉会員の推せん委員をおく。

② 推せん委員は理事の互選により3名以内とし、理事長が委嘱する。

**第3条** 推せん委員は毎年8月末日までに名誉会員の該

当者の有無および該当者の功績等を調査し、理事会に提出する。

**第4条** 理事会は推せん委員より提出された名誉会員の候補者のうちより推せんの有無を決定しなければならない。

② 前項の推せん者の決定は理事会出席者の全員一致の決定を必要とする。

**第5条** 名誉会員の推せんは代議員会の議を経なければならない。

**第6条** 緊急やむをえざる場合には、理事会の議により名誉会員を推せんすることができる。この場合にはその直後の代議員会及び総会に報告する。

## 功労賞選考規定

**第1条** 日本公衆衛生学会功労賞（以下「功労賞」という）は、永年にわたる真摯な公衆衛生活動によりすぐれた業績を挙げ、本法人の発展に顕著な貢献をなした会員を顕彰する。

**第2条** 功労賞の受賞者は本法人の会員で、下記のすべての条件を満たす者とする。ただし、現役員は受賞対象から除く。

- (1) 満60歳以上の者
- (2) 本法人の会員歴20年以上の者
- (3) 評議員または代議員歴10年以上の者
- (4) 公衆衛生分野の研究または実践活動において顕著な業績を残し、当法人の発展に貢献した者、あるいは学会長、理事長、日本公衆衛生雑誌編集委員長として、当法人の発展に尽力した者

2 受賞者数は若干名とする。

**第3条** 候補者の推薦は、次の書類を理事長に提出することをもって行う。

- (1) 候補者の氏名、生年月日、所属、所属先住所、略歴

(2) 業績の概要（2000字以内）

(3) 受賞対象となる業績目録（論文、報告書、著書、実践活動記録等）

(4) 推薦書1通

2 候補者の推薦は、毎年4月1日から8月31日までの間に行う。

**第4条** 受賞者の選考は選考委員会（以下「委員会」という）において行う。

2 委員会は理事5人で構成する。

3 委員長は委員の互選による。

4 委員会は当該年度10月末日までに受賞候補者を理事会に推薦する。

5 理事会は委員会の推薦に基づき、受賞者を決定する。

**第5条** 表彰は日本公衆衛生学会総会において行う。受賞者には賞状等を贈呈する。

**第6条** 本規定の改正は、理事会の議決により行う。

附則1 この規定は、2022年4月5日から施行する。

## 奨励賞規定

（目的）

**第1条** 奨励賞は、公衆衛生の分野における研究または実践活動において、価値ある業績を挙げている会員を表彰することにより公衆衛生の向上と奨励をはかることを目的とする。

（受賞者）

**第2条** 奨励賞の受賞者は、連続5年以上日本公衆衛生学会の正会員であり、かつ、日本公衆衛生雑誌に筆頭著者として論文（公衆衛生活動報告などすべての論文を含む）が掲載され、若しくは学会総会での筆頭演者としての継続的な発表された業績を有し、今後も日本公衆衛生学会への貢献を期待できる者で、この規定に基づいて推薦をうけた受賞候補者の中から選考する。

② 受賞者は毎年5名以内とする。

（受賞候補者の推薦）

**第3条** 受賞候補者は、候補者以外の代議員が奨励賞受賞者推薦書（規定の様式）をもって理事長に推薦する。

但し、推薦出来る件数は1名1件とし、自薦は認めない。

② 奨励賞受賞者推薦書の提出は、毎年2月1日から3月31日までの間に行うものとする。

（受賞者の選考）

**第4条** 第3条により推薦された受賞候補者について、理事長は別に定める細則に従って選考を行い受賞者を決定する。

② 理事長は、受賞者にその旨を通知する。

（表彰）

**第5条** 表彰は毎年、日本公衆衛生学会総会において行う。

② 研究奨励の趣旨で、受賞者に副賞10万円を授与する。

附則1：本規定は、2017年10月30日から施行する。

2：2018年8月31日一部改正。

3：2020年7月28日一部改正。

## 奨励賞選考細則

(奨励賞選考委員)

**第1条** 受賞者を選考するため、理事長は理事会の審議を経て奨励賞選考委員（以下、選考委員という）7名を委嘱する。但し、うち1名は学会長とする。

2 選考委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(奨励賞選考委員会)

**第2条** 選考委員をもって奨励賞選考委員会（以下、選考委員会という）を構成する。

2 選考委員会の委員長には学会長があたる。

(受賞者選考)

**第3条** 選考委員会は、理事長に推薦のあった奨励賞受賞者推薦書に基づいて厳正に審査し、受賞者を選考する。

(選考結果の報告)

**第4条** 選考委員長は、選考の結果をすみやかに理事長に報告するものとする。

附則：本細則は2017年10月30日から施行する。

## 個人情報保護方針

一般社団法人日本公衆衛生学会は、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、下記の基本方針に基づき、個人情報の管理を行い、会員の個人情報保護に厳重な注意を払っています。

### 1. 個人情報の収集・利用・提供

当学会は、個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。

### 2. 個人情報の安全対策と教育

当学会は、個人情報保護の重要性について、職員に対する教育啓発活動を実施するほか、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏

洩などに関する万全の予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図り、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

### 3. 個人情報に関する法令・規範の遵守

当学会は、個人情報に関する日本の法令およびその他の規範を遵守します。

### 4. 繼続的改善

当学会は、以上の活動を実施するに当たり、個人情報保護を適切に維持するための規程を策定・運用し、運用状況について定期的に監査し、これを継続的に見直し、改善して行きます。

平成30年5月14日制定

## 個人情報保護規定

(目的)

**第1条** この規定は、一般社団法人日本公衆衛生学会（以下「学会」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、学会の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(個人情報の定義)

**第2条** この規定において個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(個人情報保護管理者)

**第3条** 学会に、個人情報保護管理者（以下「保護管理

者」という。）1名を置き、庶務担当理事をもって充てる。

② 保護管理者は、学会における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(監査責任者)

**第4条** 学会に、個人情報保護監査責任者（以下「監査責任者」という。）1名を置き、監事をもって充てる。(研修)

**第5条** 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する役員、事務局員及び総会事務局員（以下「役職員」という。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るために啓発その他必要な研修を行う。

## (職員の責務)

**第6条** 役職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定めを遵守するとともに、保護管理者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

## (アクセス制限)

**第7条** 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の役職員に限るものとする。

② 役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

③ 役職員は、権限を識別するためのID及びパスワード等について適切に取り扱わなければならない。

## (媒体の管理等)

**第8条** 役職員は、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

## (廃棄等)

**第9条** 役職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（パソコン内のハードディスクを含む。）が不要となった場合には、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

## (保有個人情報の取扱状況の記録)

**第10条** 役職員は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

## (外部からの不正アクセスの防止)

**第11条** 役職員は、保有個人情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

## (コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)

**第12条** 役職員は、コンピュータウイルス等による保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。

## (バックアップ)

**第13条** 役職員は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

## (パソコンの限定)

**第14条** 役職員は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行うパソコンを限定するために必

要な措置を講ずるものとする。

② 役職員は、保護管理者の許可を得ずに、パソコンを外部に持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。  
(第三者の閲覧防止)

**第15条** 役職員は、パソコンの使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないよう、離席の際のログオフやパスワード付きスクリーンセーバーの使用等必要な措置を講ずるものとする。

## (業務の委託等)

**第16条** 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先における責任者等の管理体制を定め、個人情報に関する秘密保持等の義務その他役職員と同様の責務を果たすよう、必要な措置を講じなければならない。

## (事案の報告及び再発防止措置)

**第17条** 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った役職員は、速やかに保護管理者に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。

② 保護管理者は、前項に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長並びに関係する理事等に速やかに報告する。

③ 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

## (公表等)

**第18条** 理事長が必要があると認めるときは、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

## (点検)

**第19条** 役職員は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、保管方法等について、定期に又は隨時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を保護管理者に報告するものとする。

## (監査)

**第20条** 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は隨時に監査を行い、その結果を保護管理者に報告するものとする。

## (評価及び見直し)

**第21条** 保有個人情報の適切な管理のための措置については、点検又は監査の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

## (雑則)

**第22条** 本規定のほか、個人情報保護の事務処理に必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附則1 本規定は、平成30年5月14日から施行する。

## 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規定

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規定は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第10条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、一般社団法人日本公衆衛生学会において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

**第2条** この規定は、一般社団法人日本公衆衛生学会のすべての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

**第3条** この規定の管理責任者は、理事長とする。

### 第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

**第4条** 当学会における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- ① EDI取引
- ② 電子メールを利用した請求書等の授受
- ③ クレジットカードの利用明細データ他各種クラウドサービスを利用した請求書などの授受

(取引データの保存)

**第5条** 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に10年間保存する。

(対象となるデータ)

**第6条** 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- ① 見積依頼情報
- ② 見積回答情報
- ③ 確定注文情報
- ④ 注文請け情報
- ⑤ 納品情報
- ⑥ 支払情報

(運用体制)

**第7条** 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

① 管理責任者 理事長

② 処理責任者 日本公衆衛生学会事務局職員

(訂正削除の原則禁止)

**第8条** 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

**第9条** 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- ① 申請日
- ② 取引伝票番号
- ③ 取引件名
- ④ 取引先名
- ⑤ 訂正・削除日付
- ⑥ 訂正・削除内容
- ⑦ 訂正・削除理由
- ⑧ 処理担当者名

2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。

5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

**第10条** この規定は、2022年1月1日から施行する。

## 個人情報取扱規定

(目的)

**第1条** 一般社団法人日本公衆衛生学会（以下「学会」という。）が収集する個人情報の種類、その収集・利用、第三者提供、開示・訂正・追加・削除及び保有期間については、この規定に定めるところにより取扱う。

(直接収集)

**第2条** 学会は、入会申込書（別紙1）、連絡用紙（別紙2）、会員情報変更ホームページ（別紙3）、役員カード（別紙4）、会員名簿作成調査票（別紙5）、奨励賞規定第3条、日本公衆衛生雑誌投稿規程7.8）及び倫理審査委員会規定第7条に基づき、または、総会事務局が別に定める場合に個人情報を直接収集する。

(間接収集)

**第3条** 学会は、金融機関からの会費振込通知により、個人情報を間接収集する。

(利用目的)

**第4条** 第2条により収集する個人情報は、次の区分により利用する。

- 1 入会申込書、連絡用紙及び会員情報変更ホームページ 会員データベースの作成更新、会費の請求、会誌等の送付、理事会、代議員会及び委員会等の開催通知 その他の連絡、会員名簿の作成、退会処理
- 2 役員カード役員名簿の作成
- 3 会員名簿作成調査票 会員名簿の作成
- 4 奨励賞受賞者推薦書 奨励賞受賞者の決定
- 5 日本公衆衛生雑誌投稿時 日本公衆衛生雑誌の編集及び発行
- 6 倫理審査委員会への申請書 倫理審査委員会事務
- 7 総会事務局が別に定める場合 総会事務

(第三者提供)

**第5条** 学会は、法令の定めによる場合及び個別に同意

を得た場合以外には個人情報の第三者提供を行わない。

(開示・訂正・追加・削除)

**第6条** 学会は、会員、会員になろうとする者もしくは退会者から、当該本人に関する個人情報の開示、訂正、追加及び削除（以下「開示等」という。）を求められた場合には、遅滞なく開示等を行う。

(保有期間)

**第7条** 学会が保有する個人情報の保有期間は次のとおりとし、期間経過後遅滞なく廃棄する。

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 1 入会申込書             | 1年                                       |
| 2 連絡用紙              | 1年                                       |
| 3 役員カード             | 3年                                       |
| 4 会員名簿作成調査票         | 1年                                       |
| 5 奨励賞受賞者推薦書         | 5年                                       |
| 6 日本公衆衛生雑誌投稿時       | 採用分 雜誌掲載後1年<br>不採用分 決定後2年<br>音信不通分 連絡後1年 |
| 7 倫理審査委員会への申請書      | 5年                                       |
| 8 総会事務局が別に定める場合     | 総会開催年度内                                  |
| 9 会員データベース          | 退会後10年                                   |
| 10 金融機関からの会費振込通知    | 1年                                       |
| 11 日本公衆衛生雑誌編集委員会議事録 | 5年                                       |
- (個人情報の破棄)

**第8条**

本規定施行の際学会が保有する個人情報については、保有期間を経過したものについては直ちに廃棄する。

(規定の改廃)

**第9条** 本規定の改廃は理事会の議を経て実施し、日本公衆衛生雑誌に掲載する。

附則

- 1 本規定は平成30年5月14日より施行する。

## 倫理に関する指針

**第1条** 日本公衆衛生学会会員（以後「会員」）は、その研究活動等の中で得た知識見を通じて公衆衛生の向上に寄与し、人類の健康で文化的な生活を確保する責務を有する。

**第2条** 会員は、自己の専門知識の維持向上に努め、常に最善の判断と姿勢を示さなければならない。

**第3条** 会員は、自分が遂行する研究の内容や意義を積極的に説明し、その研究成果が人々の生活に与える影

響について中立性・客觀性をもって公表しなければならない。

**第4条** 会員は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令及び関連規程等を遵守し、研究の遂行における道義的責務を果たさなければならない。

**第5条** 会員は、研究結果のねつ造や改ざん及び他の研究者の結果の盗用など研究活動の不正行為を行わず、公正な立場を堅持しなければならない。

**第6条** 会員は、研究遂行中における研究計画の進捗状況および研究計画終了後における研究成果等について、自ら厳正に点検・評価し、さらなる知の創造に努めなければならない。

**第7条** 会員は、研究対象者的人格及び人権を尊重しなければならない。

**第8条** 会員は、研究協力者の研究結果を正当に評価しなければならない。

**第9条** 一般社団法人日本公衆衛生学会は、この指針の運用を実効あるものにするため、会員の倫理に反する行為に対しては厳正な対応を講じるものとする。倫理に関する施策および措置等については、日本公衆衛生学会倫理に関する委員会で審議したのち、その結果を理事長に報告する。理事長は倫理に反する行為を行った会員に対して必要な措置を講じるものとする。

平成30年5月14日制定

## 会員の倫理・行動規範に関する規定

### (目的)

**第1条** この規定は、一般社団法人日本公衆衛生学会（以下、「学会」という。）会員で研究および公衆衛生活動を実施する者が、学会が制定した倫理指針及び日本学術会議「科学者の行動規範」（2006年）等に反する行為又は学会の名誉と信用を著しく失墜させる行為（以下、「違反行為」という。）を行った場合に、会員への措置等の手続き等を定めることを目的とする。

### (違反行為に対する措置)

**第2条** 理事長は、会員が違反行為を行った場合には、倫理に関する委員会の意見を聴いて会員への措置を行う。

- 前項の措置の種類は、文書による注意及び退会とする。
- 会員は、違反行為を行った会員について理事長に通知することができる。

### (異議申立て)

**第3条** 前条に基づく措置を受けた者は、措置を受けた日から30日以内に理事長に対し異議申立てすることができる。

2 理事長は、異議申立てを受理した場合には、理事会の意見を聴いて対応を決定する。

### (委員会の設置)

**第4条** 理事長は、会員の違反行為に関する審査を行う倫理に関する委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- 委員会は、委員10人以内をもって構成する。
- 委員は、次に掲げる者から理事長が選び、委嘱する。
  - 保健・医療分野の有識者
  - 倫理・法律分野の有識者
  - 市民の立場の者
  - 会員
- 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 委員の退任等により後任者を補充する必要がある場

合には、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員会の運営)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 委員長は、会務を統括する。
- 副委員長は、委員長の職務を補佐する。
- 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

### (議事)

**第6条** 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 委員会は、本学会に所属しない委員1人を含む過半数の出席がなければ、合意又は議決することはできない。
- 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 委員会は、第2条に定める措置等を行うことが適当と認める場合には、対象となる会員に弁明の機会を与えるなければならない。
- 委員会の合意及び議決に当たっては、委員及び事務局員以外の者は退場しなければならない。
- 審査の判定は、出席委員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、議決をもって判定することができる。議決は過半数をもって行い、同数の場合には委員長が決定する。

### (委員の守秘義務)

**第7条** 委員会の委員は、審査等を行う上で知り得た個人及び違反行為等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

### (事務局)

**第8条** 委員会事務局（以下「事務局」という。）を、学会事務局に置く。

- 事務局は、委員会に係わる庶務を行う。
- 事務局員は、審査等に係わる庶務を行う上で知り得

た個人及び違反行為等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。事務局員を退いた後も同様とする。

(本規定の改廃)

**第9条** 本規定の改廃は理事会の議を経て実施し、代議員会に報告し、学会機関誌に掲載する。

附則1 本規定は平成30年5月14日から施行する。

## 公衆衛生学研究のCOI（利益相反）に関する指針2025 (Guidelines on Conflict of Interest in Public Health Research 2025)

一般社団法人日本公衆衛生学会（以下、本学会）は、日本医学会が提示した「日本医学会COI管理ガイドライン」に基づき、本学会会員などのConflict of Interest（COI：利益相反と和訳されている）状態を公正にマネジメントするために、「公衆衛生学研究のCOI（利益相反）に関する指針」を次のとおり定める。

### I. 本則

#### 1. 目的

本学会は、産学連携にかかる公衆衛生学研究活動において、社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、「公衆衛生学研究の利益相反（COI）に関する指針」（以下、本指針と略す）を策定する。本指針の目的は、適正な産学連携の推進を基本として、会員などが公衆衛生活動に取り組む過程で発生するCOI状態を適切に管理することにより、研究の実施や成果の発表およびそれらの普及・啓発などの活動におけるバイアスリスクを管理し、中立性と公正性を維持した状態で推進し、公衆衛生学活動の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。したがって、本指針では、会員などに対して研究者個人だけでなく研究機関自体のCOI管理についての基本的な考え方を示し、本学会の会員などが各種事業に参加する場合、関連する自らの第三者組織・団体との緊密な関わり合い・諸活動・COI状態を自己申告によって適正に開示し、本指針を遵守することを求める。

#### 2. 対象者

COI状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- 1) 本学会会員
- 2) 本学会の学術講演会、学術機関誌などで発表する者（非会員も含む）
- 3) 本学会の理事長、理事、監事、学術講演会担当責任者（附則1）、各種委員会の委員長、委員（編集委員会の査読委員を除く）、暫定的な作業部会（小委員会、ワーキンググループなど）の委員
- 4) 本学会の事務職員
- 5) 1)～4)の対象者の配偶者、一親等の親族、または

収入・財産を共有する者

#### 3. 対象となる活動

本学会が行うすべての事業活動に対して本指針を適用する。

- 1) 学術講演会の開催
- 2) 学会機関誌、学術図書などの発行
- 3) 研究および調査の実施
- 4) 研究の奨励および研究業績の表彰
- 5) 公衆衛生専門家等の認定
- 6) 生涯学習活動の推進
- 7) 関連学術団体との連絡および協力
- 8) その他目的を達成するために必要な事業

特に、下記の活動を行う場合には、特段の指針遵守が求められる（附則2）。

- 1) 本学会が主催する学術講演会などの発表
- 2) 学会機関誌などの刊行物での発表
- 3) 臨時に設置される調査委員会、諮問委員会などの作業
- 4) 企業や営利団体が主催・共催する講演会（Websiteでのセミナー・学術講演会含めて）、ランチョンセミナー、イブニングセミナーなどの学術発表

#### 4. 公衆衛生学研究に関連する「組織・団体(entity)」とは、公衆衛生学研究に関し次のような関係をもった行政機関、財団、企業スポンサー、学術研究機関などとする。

- 1) 公衆衛生学研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償・無償を問わない）
- 2) 公衆衛生学研究において評価される療法・薬剤・機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
- 3) 公衆衛生学研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- 4) 公衆衛生学研究について研究助成・寄附、研究機器類、人材派遣などを提供している関係
- 5) 公衆衛生学研究において未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係

## 5. 自己申告者のCOI開示

### 1) 会員および非会員

研究成果を分科会の学術講演会や学術機関誌などで発表する場合、当該研究に関連する第三者組織・団体との関わり合い・諸活動・COI状態を発表時に、所定の書式で適切に開示する。

### 2) 役員

役員（理事長、理事、監事）、学術集会担当責任者、各種委員会の委員長、委員（編集委員会の査読委員を除く）、暫定的な作業部会（委員会、ワーキンググループ、チームなど）の委員などは、当該分科会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わるCOI状況については、就任する時点で所定の様式に従って自己申告を行い、適格性に係る審査を受けなければならない。

### 3) 所属する研究機関組織

組織COI（institutional COI）として、申告者が所属する研究機関組織そのもののCOI（例：特許、ロイヤリティ保有など）か、あるいは特定の企業などとCOI（例：上級職として企業から受け入れた人材、研究費、寄附金の受け入れ、特許所有など）状況にある所属機関・部門（大学、病院、学部またはセンターなど）の長と現在あるいは過去3年間に共同研究者、分担研究者の関係にある場合、申告者が関わる当該学会事業活動（例えば、該当する企業の医薬品、医療機器等を対象とする診療ガイドライン策定）に対して、直接あるいは間接的に影響を及ぼす可能性が想定されれば、所定の様式に従ってCOI申告するものとする。

### 4) 開示項目と開示様式

#### （1）学術口演（講演含む）を行う場合

学術口演（講演含む）を行う場合、申告者個人のCOIは、以下の①～⑨の事項で、登録時点から過去36か月および演題採択時点までの期間を対象に、開示基準額を超える場合に所定の様式（様式1抄録登録時COI自己申告書）に従って申告するものとする（附則3）。登録時点から演題採択時点までに新たなCOI状態が生じた場合は、追加申告が必要である。なお、COI自己申告に必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

① 公衆衛生学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。

② 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。

③ 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。

④ 企業・組織や団体から、会議の出席（発表、助言など）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。

⑤ 企業・組織や団体がパンフレット、座談会記事などの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。

⑥ 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金の総額が年間100万円以上のものを記載する。

⑦ 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が年間100万円以上のものを記載する。

⑧ 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合。ただし、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が年間100万円以上のものを記載する。

⑨ その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

ただし、開示基準①「企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職」とは、研究機関に所属する研究者が特定企業の役員、顧問職に就任し、契約により定期的につづけて従事し報酬を受け取る場合を意味しており、相手企業からの依頼により単回でのアドバイスなどの提供は、開示基準④「企業や営利を目的とした団体より、会議の出席（発表、助言）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演などの報酬」として申告すること。

さらに、⑥、⑦については、すべての申告者は所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ関係する企業や団体などから研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。なお、企業などから提供される研究費・寄附金に係る判断基準額については、申告者が実質的に使途を決定し得る金額を申告すると明確に示した。

また、研究機関に所属する会員が、過去5年以内に特定の企業・営利を目的とする団体の所属から研究機関へ正規職員あるいは非常勤職員（例：特任教授など）として転職した場合には、現在の研究機関名だけでなく、研

究内容に関係する元所属の当該企業名の双方を記載しなければならない。

(2) 学会機関誌の論文投稿著者

会員・非会員を問わず、本会が発行する学術雑誌に投稿する著者は、投稿時点から過去36か月および論文受理時点までの期間を対象に、論文原稿内容に関連する第三者組織（企業・団体）とのすべての関わり合い・諸活動・COI状況を所定の様式（様式2日本公衆衛生雑誌 投稿時COI自己申告書）を用いて自己申告しなければならない。

申告内容は学術口演（講演含む）を行う場合の①～⑨と同様とし、投稿前36か月間を申告対象期間とする。修正投稿および再投稿の際、あるいは論文受理時点までに新たなCOI状態が生じた場合は、追加申告が必要である。

また、研究機関に所属する会員が、過去5年以内に特定の企業・営利を目的とする団体の所属から研究機関へ正規職員あるいは非常勤職員（例：特任教授など）として転職した場合には、現在の研究機関名だけでなく、研究内容に関係する元所属の当該企業名の双方を記載しなければならない。

(3) 学会役員など・候補者

学会の役員に就任し、あるいは候補者となる場合、申告者個人のCOIは、1) 学術口演（講演含む）を行う場合と同じ①～⑨の事項で、就任時の前年から1年ごとに過去3年間について、開示基準額を超える場合に所定の様式（様式3役員などのCOI自己申告書）に従って申告するものとする（附則3）。

加えて、組織COIについても、就任時の前年から1年ごとに過去3年間について、以下の(4)①～③の内容を申告するものとする。

(4) 組織COI

組織COIとして、申告者が所属する研究機関そのもの、あるいは所属研究機関・部門（大学、病院、学部またはセンターなど）の長と過去に共同研究者、分担研究者の関係、あるいは現在そのような関係にある場合、申告者が関わる本学会事業活動に影響を及ぼす可能性が想定されれば、以下の事項で所定の様式（様式3役員などのCOI自己申告書）に従ってCOI申告するものとする。なお、自己申告に必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

- ① 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から、公衆衛生学研究に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金の総額が年間1,000万円以上のものを記載する。
- ② 企業・組織や団体が提供する寄附金については、1つの企業・団体から、申告者個人または申

告者が所属する所属機関・部門そのものあるいは所属機関・部門の長に対して、実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が年間200万円以上のものを記載する。

③ その他として、申告者所属の研究機関、部門あるいはそれらの長（過去3年以内に共同研究、分担研究の関係）が保有する株式（全株式の5%以上）、特許使用料、あるいはベンチャー企業への投資などがあれば、組織COIとして記載する。

## 6. COI状態との関係で回避すべき事項

### 1) 対象者の全てが回避すべきこと

公衆衛生学研究の結果の公表（研究結果の学会発表や論文発表）は、わが国の公衆衛生の質の向上に大きく貢献しており、純粹に科学的な根拠と判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。本学会の会員などは、公衆衛生学研究の結果とその解釈といった公表内容や、公衆衛生学研究での科学的な根拠に基づくマニュアル、提言などの作成について、その公衆衛生学研究の資金提供者・企業の恣意（しい）的な意図（不当な取引誘因や販売促進の手段等）に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を第三者組織・団体と締結してはならない。

具体的には、以下については回避すべきである。

- (1) 研究に参加する研究対象者の仲介や紹介に係る契約外報奨金の取得
- (2) ある特定期間内での症例集積に対する契約外報奨金の取得
- (3) 当該研究に関係のない学会参加に対する資金提供者・企業からの旅費・宿泊費の受領
- (4) 特定の研究結果に対する契約外成果報酬の取得
- 2) 研究責任者・研究代表者が回避すべきこと

研究の計画・実施に決定権を持つ研究責任者・研究代表者には、次の項目に関して重大なCOI状態にない（資金提供者との利害関係が少ない）と社会的に評価される研究者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。

- 具体的に、研究責任者・代表者は、当該研究に関わる資金提供者との金銭的な関係を適正に開示する義務を負っており、以下に記載する事項については特に留意して回避すべきである。
- (1) 当該研究の資金提供者・企業の株式の保有および当該企業の役員等への就任
  - (2) 研究課題の医薬品、治療法、検査法などに関する特許権ならびに特許料の取得
  - (3) 当該研究にかかる時間や労力に対する正当な報酬以外の金銭や贈り物の受領
  - (4) 研究機関へ派遣された企業所属の派遣研究者、非常勤講師および社会人大学院生が当該研究に参加す

- る場合、実施計画書や結果の発表において当該企業名を隠ぺいするなどの不適切な行為
- (5) 当該研究データの集計、保管、統計解析、解釈、結論に関して、資金提供者・企業が影響力の行使を可能とする状況
- (6) 研究結果の学会発表や論文発表の決定に関して、資金提供者・利害関係のある企業が影響力の行使を可能とする契約の締結
- ただし、(1), (2)に該当する研究者であっても、当該研究を計画・実行するうえで必要不可欠の人材であり、かつ当該研究が社会的に極めて重要な意義をもつような場合には、その判断と措置の公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、当該研究の研究責任者・代表者に就任することができるが、これらのものが所属する研究機関の長は社会に対する説明責任を果たさなければならない。また、(5)に該当する契約を受け入れる場合には、結果公表時に資金提供者の関与の詳細を記載し公開しなければならない。

## 7. 実施方法

### 1) 会員の責務

会員は研究成果を学術講演会などで発表する場合、発表者のすべては当該研究実施に関わるCOI状態を発表時に、本学会の所定の書式で適正に開示するものとする。研究などの発表との関係で、本指針に反するとの指摘がなされた場合には、当該会員はその趣旨を理解し全面的に協力しなければならない。理事長は利益相反委員会に審議を求める、その答申に基づき、妥当な措置方法を講ずる。

### 2) 役員などの責務

本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術講演会担当責任者、各種委員会委員長、委員、学会従事職員は本学会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わるCOI状態については、就任する時点で所定の書式（様式3役員などのCOI自己申告書）にしたがい自己申告書（就任時の前年から過去3年間）を提出しておかなければならぬ。また、就任時の年、あるいはその後、新たにCOI状態の変更が生じた場合には、8週以内に様式3によって追加申告を理事長宛に行うものとする。理事長は当該事業の公明性、中立性を確保するため、役員等の人事に関して適切に管理しなければならない。

すべての役員（編集委員会の委員長、副委員長、編集委員を含み査読委員を除く）は就任時にCOI自己申告書の提出が義務付けられる。

### 3) 利益相反委員会の役割

利益相反委員会は、産学連携による公衆衛生学研究の適正な推進、研究成果の論文公表にかかるバイアスリスクを回避するために、所属組織・団体に関連する

COIおよび会員個人のCOI自己申告内容を適切に管理しなければならない。また、会員に重大なCOI状態が生じた場合、あるいは、発表内容からCOIの自己申告が不適切で疑義があると指摘された場合、当該会員のCOI状態を管理するためにヒアリングなどの調査を行い、その結果を理事長に答申する。

利益相反委員会は、以下の業務を行う。

- (1) COI状態にある会員個人からのあらゆる質問、要望への対応
  - (2) 役員および発表者（非会員含む）の事業活動にかかるバイアスリスクに関するCOI状態の判断と管理ならびに助言、指導
  - (3) 研究倫理、出版倫理の教育研修に係る企画立案への協力と啓発活動
  - (4) 会員個人のCOI申告に関する疑惑が生じた時の調査活動、改善措置の勧告に関すること
  - (5) 本指針および細則の見直し、改定に関すること
- なお、理事長は、委嘱する外部委員に対して、研究倫理およびCOI管理に係る研修の機会を提供しなければならない。

### 4) 理事長の役割

理事長は、役員などが本学会の事業を遂行する上で社会的な信頼性を損なうような重大なCOI状態が生じた場合や、学術講演会や学術雑誌への発表者による第三者組織・団体/諸活動/COIの自己申告が不適切であると認められた場合、利益相反委員会、倫理を担当する委員会、編集委員会のそれぞれに諮問し、それらの答申に基づいて理事会に諮り、改善措置などを指示することができる。

また、所属会員が本学会以外の医学雑誌（特に国際誌）に投稿し公表する際には、当該雑誌のCOI申告様式に従って適切に申告・開示させるとともに、第三者から特定の会員個人の疑惑や疑問が医学雑誌掲載の形で発せられた場合は速やかに対応し、信頼性確保に努めなければならない。

理事長は、所属する役員や会員などにCOI状態に係る疑惑や疑惑が社会的に発せられたとき、学会組織として適切かつ速やかに対応し、検証の結果、不当な疑惑あるいは告発と判断された場合は、学会としての自己責任と社会的説明責任を果たすとともに、当該個人に対する過大な非難に対して、学会としての見解と声明などを社会に公表し、信頼性の回復および確保に努めなければならない。

一方、当該疑惑や疑惑が正当であれば、事実関係の検証結果を示し、本学会が再発防止に向けた対応策を発信すべきことは言うまでもない。

理事長は、企業・団体などと取り交わす契約や合意・申し合わせ等が、事業活動に伴う調査活動や発表など

の公明性、中立性、適正性を損なうような制約や規制となることを回避しなければならない。

理事長は、研究倫理（生命倫理、出版倫理、COI 管理等）に関する教育研修を学術講演会等において企画し、会員および職員を対象に参加を義務づけるなどの対応を行い、COI 管理の理解の促進に努めなければならない。

#### 5) 学術講演会責任者の役割

学術講演会責任者は、発表者が公衆衛生学研究の成果を発表する場合に所定の様式にて講演内容に関連する COI 開示が適切に行われているかどうかを検証しなければならない。

特に、企業などが関わる研究結果の発表に際しては、発表内容が中立的な立場で公平に公表されているかどうかを聴衆が判断できる環境を提供することが目的である。本指針を順守せず、COI 開示をしない発表者については公表の差し止めなどの措置を講ずることができる。この場合、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置の際には利益相反委員会に諮詢し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

一方、企業や営利団体が主催・共催するランチョンセミナー、イブニングセミナーあるいは研究会や講演会においては、座長・司会者も講演者と同様のスライドを用いた方式にて、関連する企業・団体の名称を聴講者に開示し、企業名を読み上げなければならない。なお、読み上げる企業数が多い場合には、別のプロジェクターでスライド映写にて開示するなど適切に対応しなければならない。

学術講演者は企業主催・共催を問わず、講演内容にかかる独立性と公正性を担保し、自ら学術的に説明責任を果たさなければならない。

特に、企業スポンサーの学術講演を依頼された研究者は研究倫理を遵守し、広告にかかる法規制への理解と適切な対応に配慮し、わが国の公衆衛生の質向上に向けた社会貢献として学術活動に従事しなければならない。

ただし、日本医学会連合は2017年に「研究者は研究者として企業の販売促進活動に関与すべきではない」という提言を発出しており、科学者としての良心に基づいて行う必要がある。

#### 6) 編集委員長の役割

公衆衛生学研究成果は、学会機関誌などで原著論文、総説、公衆衛生活動報告、資料などの形で公表されるが、科学性、倫理性を担保に中立性であることが基本原則となる。編集委員会は、例えば、人を対象とした介入研究結果の論文においては、

① 研究が侵襲性のある介入研究か、

- ② 介入研究の場合に研究内容の登録をしているか、
- ③ 企業依頼の受託研究か、あるいは自主研究か、
- ④ 研究資金が公的由来か、企業由来（財団助成金、非営利団体 NPO も含めて）かどうかの確認が必須となる。

当該研究に企業などの資金が使われている場合、著者には、資金提供者が当該研究のデザイン、データ集計、解析、解釈、論文執筆の過程でどのようにかかわったかの役割を記載し、公開させなければならない。特に、介入研究を実施する研究者は、企業から研究支援金を契約のもとに受け入れて介入研究を実施し論文公表する場合、企業との契約内容がどのような形であれ、その関わりについては、適切に開示し公開すべきであり、このことが第三者に対する COI 管理の一つにもなる。

学会機関誌の発表者は本学会の COI 指針に従うこと了解し、様式 2 日本公衆衛生雑誌 投稿時 COI 自己申告書にて、組織・団体との関わり合い・諸活動・COI 状態を申告開示することを義務付ける。機関誌掲載については各著者の COI 状態を開示する必要がある。また、契約内容に企業等の関与があれば、項目立てをして資金提供者の役割等の詳細を論文の中に適切に記載しなければならない。

#### (1) 学術雑誌論文著者らの第三者組織・団体との関わり合い・諸活動・COI 開示

編集委員会は、理事長のリーダーシップのもとに会員・非会員を問わず、本学会が発行する学術雑誌に投稿される論文原稿内容に関連して、研究企画の開始時期から論文受理に至る迄の全てのサポートについて第三者組織・団体との関わり合い・諸活動・COI 状況を自己申告にて所定の申告書（様式 2 日本公衆衛生雑誌 投稿時 COI 自己申告書）を提出させ、論文中に適切に開示する。なお、投稿論文内容に「関連する」とは、投稿著者の論文内容によって営利または非営利を目的とした第三者組織・団体が得る利益に影響を与える、あらゆる関わり合いと諸活動（利害関係）を意味する。

##### ① 著者 (author)

著者とは、論文の根幹をなす研究において多大な知的貢献を果たした人物である。本誌では原著の著者の基準として、以下の 4 項目を挙げ、すべてを満たす場合を著者資格とする。

- (i) 研究の構想もしくはデザインについて、または研究データの入手、分析、もしくは解釈について実質的な貢献をする。
- (ii) 原稿の起草または重要な知的内容に関わる批判的な推敲（すいこう）に関与する。
- (iii) 出版原稿の最終承認をする。

(iv) 研究のいかなる部分についても、正確性あるいは公正性に関する疑問が適切に調査され、解決されるようにし、研究のすべての側面について説明責任があることに同意する。

なお、原著以外の著者については少なくとも(ii) (iii) を満たすことが求められる。

全著者は本指針に基づき、第三者組織・団体との関わり合い・諸活動・COI状態について申告開示しなければならない。通常、投稿論文責任著者 (corresponding author) は論文投稿、査読、および出版のプロセスにおける主たる連絡責任者であり、著者の詳細情報、倫理委員会承認、利益相反申告書の回収と最終確認などの事務的手続きをすべて行い、公正性を保証する役割を担う。また、論文公表後は、その研究に対する批判や疑義が生じた場合には雑誌発行者からの要請に応じ真摯 (しんし) に対応する立場でなければならない。

## ② 貢献者 (contributor)

投稿論文に関する著者資格 (authorship) のすべてを満たす者が著者として記載されるが、複数の著者からなる原著論文ではそれぞれの著者がどのような役割を担い貢献したか、個々の著者の役割と説明責任を果たす視点から、contributors として編集委員長に対して開示することが求められる。特に、営利を目的とする第三者組織・団体との関わり合い・諸活動にかかる申告開示があれば、編集委員長が当該研究の過程で各々の著者がどのような役割を果たしたかを理解し、バイアス有無の判断をする上で役立つ。

## ③ 著者資格のない貢献者 (non-author contributor)

著者資格4項目のすべてを満たさないnon-author contributor に対しては謝辞 (Acknowledgement) に記載すべきだが、利害関係にある者が寄与した場合はその役割を明確に記載する必要がある。そのような例として、資金の調達、研究グループの一般的な管理 (supervision) や一般的な事務作業支援 (general administrative support)、執筆支援 (writing assistance)、技術的内容や文章の編集 (technical editing, language editing)、校正作業がある。また、学術的助言者としての貢献 (served as scientific advisor)、研究提案の批判的レビュー (critically reviewed the study proposal)、データ収集 (data collection)、研究対象者の提供とケア (provided and cared for study patients)、投稿原稿の執筆または技術的な編集に参加 (participated in writing or technical editing of the manuscript) などがある。謝辞に記載される研究協力者の役割は当該論文内容の質および信頼性を保証することから、

責任著者は謝辞の対象者全員から謝辞に記載することの承諾を書面で取っておかなければならない。投稿論文内容に関連したすべての関わり合い・諸活動・COI状況に関する詳細情報については、研究者毎に自己申告した ICMJE DISCLOSURE FORM を提出するとともに資金提供者の役割 (Role of funding sources)、貢献者 (Contributors)、謝辞 (Acknowledgment) を項目立てて論文の中に適切に記載配置し、著者および協力者の役割と責任を明確にしなければならない (付図1)。一方、投稿された論文を受理し雑誌に掲載するには、査読者、編集委員の中立性、公正性を確保するための管理が求められる。

## ④ 編集者 (editor)

投稿原稿に対して最終決定を下す編集者 (客員編集者も含む) は、関わり合い・諸活動・COIのある著者が投稿した論文審査に直面した場合は編集上の決定に関わるプロセスへの参加を辞退すべきである。同様に、編集上の決定に参加するその他の編集スタッフも自らの関わり合い・諸活動・COI状況を編集者に申告し、バイアスリスクを伴う意志決定を辞退すべきであり、知り得た情報を流用してはならない。

## ⑤ 査読者 (peer reviewer)

査読者は、投稿論文原稿の査読結果に影響しうる何らかの関わり合い・諸活動・COI状態があるかどうかについて、当該原稿内容に対する自らのコメントおよび判断においてバイアスを生じかねないと思われる場合は査読を自ら辞退すべきである。また、査読者は査読した論文内容から得た情報を流用してはならない。

## (2) COI違反者への対応

編集委員会は、利益相反委員会と連携して、当該研究内容に関する企業との利害関係が所定の様式 (様式2 日本公衆衛生雑誌 投稿時COI自己申告書) にて適切に申告・開示されていることを確認する。COI指針に反する場合は、掲載の差し止めや論文撤回を求めるなどの措置を講じることができる。

この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を添えてその旨を通知する。さらに、本指針に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、刊行物などに編集委員長名でその旨を公開することができる。

これらの措置を講じる場合、編集委員長は理事長に申し出る。理事長は利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて理事会の意見を聞いた上で、改善措置などを指示する。

## 7) 学会にかかる組織COI管理

公衆衛生学研究のプロセスにおいて、当該研究者に

対して上級役職者（理事長、理事等）が師弟、同僚、交友、親族などの関係にある場合、直接あるいは間接的に影響を及ぼしやすい組織 COI (Institutional Conflict of Interest) 事例が報告されている。例えば、学会あるいはその上級役職者が特定企業から多額の寄附金を受けていたり、特定企業の株やロイヤリティを保有していたりすると、そのような状況下での研究成果や成果発表については、COI の評価や倫理面での公平性、客観性、独立性が担保されにくいことが想定される。

理事長は、企業・法人組織、営利を目的とする団体から学会組織自体へ支払われる額を、①研究助成、共同研究、受託事業、②寄附金、③学術集会等収入（企業関連のセミナー、シンポジウム等）について、会計年度を単位としてそれぞれの総件数および総額を企業ごとに一元管理し、組織 COI として Web サイト等で適切に開示するものとする（様式 5 日本公衆衛生学会 COI 開示）。

#### 8) その他

その他の委員長・委員は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には速やかに事態の改善策を検討する。なお、これらの対処については、その他の委員長が理事長に申し出て、理事長は利益相反委員会に諮問し、利益相反委員会からの答申に基づいて理事会の意見を聞き、改善措置などを指示することができる。

#### 8. COI 開示請求への対応

本学会は、所属する会員、役員の COI 状態に関する開示請求が学会外部（例：マスコミ、市民団体など）からなされた場合、妥当と思われる請求理由であれば理事長は利益相反委員会に諮問する。利益相反委員会は個人情報の保護のもと、事実関係の調査を含めてできるだけ短期間に実施し、答申する。理事長は答申を受けた後、理事会の意見を聞いて速やかに当該開示請求者へ回答する。

公衆衛生学研究成果の論文公表後、当該論文に関して産学連携にかかる疑義が指摘された場合は、編集委員会と利益相反委員会が連携して疑義の解明に努め、理事長は説明責任を果たすことが求められる。しかし、それぞれの委員会で対応できないと判断された場合、理事長は外部委員（有識者）を含めた調査委員会を設置し、疑惑事案の真相解明に向けて迅速かつ的確に対応し、調査委員会から答申を受けた後、速やかに開示請求者に対して説明責任を果たさなければならない。なお、公衆衛生学研究が実施された研究機関での疑惑が想定される場合には、研究責任者（研究代表者）として当該研究を実施した研究機関の長に真相解明のための調査報告を求めるべきである。

#### 9. 指針違反者に対する措置と不服の申し立て

##### 1) 指針違反者に対する措置

理事長は本指針に違反する行為に関して審議する権限を有しており、倫理を担当する委員会に諮問し、答申を得たうえで、理事会の意見を聞き、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

- ① 本学会が開催するすべての講演会での発表禁止
- ② 本学会の刊行物への論文掲載の禁止あるいは論文撤回
- ③ 本学会の学術総会の学会長就任禁止
- ④ 本学会の理事会、委員会、作業部会への参加禁止
- ⑤ 本学会の代議員の解任、あるいは代議員になることの禁止
- ⑥ 本学会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

##### 2) 不服の申し立て

被措置者は、当該結果に不服があるときは、理事長による通知を受けた日から 7 日以内に、理事長宛ての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。本学会の理事長は、これを受理した場合、速やかに不服申立て審査委員会（暫定諮問委員会）を設置して、審査を委ね、その答申について、理事会で協議して審査結果を採択し、決定内容を不服申立者に通知する。

##### 3) 不服申し立て審査手続

① 不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員 1 名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。倫理を担当する委員会委員並びに利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから 30 日以内に委員会を開催してその審査を行う。

② 審査委員会は、必要がある時は、当該不服申し立てに関して、倫理を担当する委員会の委員長ならびに不服申し立て者から意見を聴取することができる。

③ 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第 1 回の委員会開催日から 1 か月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する。

- 4) 理事長は、理事会を開催して答申について協議し、出席者の過半数の賛成を持って審査結果を採択する。答申に出席者の過半数の賛成が得られない場合は、審査委員会に再度の審査および答申を委ね、あるいは審査委員会を解散し新たに審査委員会を設置し審査を委ねることができる。

## 10. 社会への説明責任

理事長は役員および会員のCOI状態について、社会的・道義的な説明責任を果たす必要性が生じた場合、理事長が理事会の議決を求める、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表し、組織としての社会への自己責任と説明責任を果たすものとする。この場合、開示もしくは公開されるCOI情報の当事者は、理事会もしくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べる機会を与えられるが、開示もしくは公開について緊急性があり、意見を聞く余裕がないときはその限りでない。

## 11. 研究倫理、出版倫理に関する教育研修

理事長は、会員等や編集委員会・倫理を担当する委員会・利益相反委員会の委員を対象に、生命倫理、研究倫理、COI管理、出版倫理、関係法令等の教育研修を継続して受ける機会を確保しなければならない。

## 12. 細則の制定ならびに指針の改正

- 1) 本学会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。
- 2) 本指針は、社会的要因や产学連携に関する指針、法令の改正、整備ならびに公衆衛生および研究をめぐる諸条件に適合させるため、日本医学会の動向を踏まえて定期的に見直しを行い、改正することができる。改正は理事会の議を経て実施し、代議員会に報告し、学会機関誌に掲載するとともに、学会ホームページ上で公告する。

## 13. 特記事項（診療ガイドラインおよび臨床研究法の対象となる研究）

- 1) 日本医学会のCOIガイドラインでは、診療ガイドラインの作成について厳密なCOIを求めている。日本公衆衛生学会において、診療ガイドラインを作成することは想定されないと思われるため、診療ガイドラインに関する規定は割愛する。

ただし、診療ガイドラインに相当するものを作成することとなった場合は、本学会は日本医学会のCOIガイドラインに準拠して対応を行うこととする。その場合、わが国における代表的な臨床研究の指針である「医学系研究の利益相反(COI)に関する共通指針(2024)」も参考となる。

- 2) 日本医学会のCOIガイドラインでは、臨床研究法(平成29年法律第16号)の対象となる研究について多くの紙面を割いて記述されているが、公衆衛生学領域での法律に基づく研究の実施、成果発表が行われることは少ないと考えられることから、臨床研究法の対象となる研究については、本指針では扱わないこととする。

ただし、本学会の学術講演会や機関誌において臨床研究法の対象となる研究の成果発表などが行われる場合は、日本医学会のCOIガイドラインに準拠して対応を行うこととする。その場合、わが国における代表的

な臨床研究の指針である「医学系研究の利益相反(COI)に関する共通指針(2024)」も参考となる。

- 3) 診療ガイドラインおよび臨床研究法の対象となる研究の該当事案が生じた場合の具体的取り扱いは、上記1) 2) に拠りながら、理事長の指示を受けて利益相反委員会で協議する。

## 14. 施行日

本指針は2018年5月14日より施行する。

2018年8月31日一部改正。

2021年8月12日一部改正。

2025年4月17日一部改正。

## 附 則

### 1. (学術講演会担当責任者)

本則「2. 対象者(3)学術講演会担当責任者」は以下の者とする。

学会長、次期学会長、当期学会総会学術部会の部会長および部会委員

### 2. (特段の指針遵守が求められる活動)

本則「3. 対象となる活動」において、「特段の指針遵守が求められる」とした活動のうち、(1)～(3)の活動を行う場合には、所定の様式（様式1～3）に従って、会員は発表時に発表演題に関連する企業との過去36か月におけるCOI状態が所定の様式に従い開示されなければならない。企業主催・共催の講演会等については、座長・司会者も講演者と同様にCOI状態の開示を行う。

なお、発表演題に関連する「公衆衛生学研究」とは、健康増進、疾病の予防、公衆衛生学的介入方法の改善、疾病原因および病態の理解ならびに住民の生活の質の向上を目的として実施される基礎的ならびに臨床分野で行われる研究を含む公衆衛生学的研究であって、倫理審査の対象となる研究をいう。人間を対象とする公衆衛生学研究には、個人を特定できる人間由来の試料および個人を特定できるデータの研究を含むものとし、文部科学省・厚生労働省・経済産業省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(2021年3月)に定めるところによるものとする。

### 3. (学術講演者の開示項目)

- 1) 本則「5. 自己申告者のCOI開示項目と開示様式」について、学術口演者については、組織COIに関する申告は適用しない（様式1 日本公衆衛生学会総会等抄録登録時COI自己申告書、様式1別紙 申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者の申告事項）。
- 2) 講演時には、スライドあるいは示説ポスターにおいて、所定の様式（様式4：スライド・ポスター開示例）にならって開示を行う。

## 附 図

## 附図1 研究成果論文公表時における企業等の関与の詳細な記載法

1. Role of funding sources (資金提供者の役割)

1) 何ら関与しなかった場合、「本研究の資金提供者は、研究デザイン、データ収集、データ解析、データ解釈、報告書の執筆には一切関与していない (The funders of the study had no role in study design, data collection, data analysis, data interpretation, or writing of the report.)」と記載

2) 資金提供者がある場合

- ① 誰が資金提供者 (funder) か？
- ② 資金提供者が研究データ等の解釈、論文レビューを行ったか？
- ③ 関係企業の付属施設等が研究資金提供者か？
- ④ 資金管理団体・研究支援財団等を経由した特定企業の資金提供か？

2. Contributors (貢献者)

著者の役割透明化、特に個々の著者がどのような役割を果たし寄与したかを明確に開示

臨床研究の場合\*

- ① 研究企画 (trial design), 実施計画書 (protocol) 作成を誰が？
- ② データ集計 (data collection), 管理 (management), 解析 (analysis) を誰が？
- ③ データ解析 (interpretation), 論文準備 (preparation), レビュー (review), 最終承認 (approval) を誰が？

留意点：関係企業からの転職研究者が著者の場合は前職の企業名も記載

3. Acknowledgements (謝辞)

対象：著者資格の4項目全てに該当しない研究貢献者

- 1) スポンサー、資金提供者は誰かを記載
- 2) Authorship に該当しない研究貢献者、協力者は誰か（名前と所属）を明記

- ① データ集計 (data collection), 保管と管理 (management), 解析 (analysis), データの解釈 (interpretation)
- ② 論文の執筆 (writing assistance), 英語訳, レビュー (review)
- ③ 一般的な管理業務 [general supervision]
- ④ 参加研究者 [participating investigators]
- ⑤ 被験者の提供 およびケア [provided and cared for study patients]

日本医学会 COI 管理ガイドライン 2022 より抜粋、一部加筆 (The funders of the study had no role in study design, data collection, data analysis, data interpretation, or writing of the report. の翻訳は委員会による)

\* 「臨床研究の場合」と例示されているが、公衆衛生学研究においてもこれに準拠することが望ましい

## II. 細 則

## 一般社団法人 日本公衆衛生学会「公衆衛生学研究の COI に関する指針」の細則（2024年）

## 1. 本学会機関誌などにおける COI 状態の申告および開示

- 1) 本則 5. 自己申告者の COI 開示項目と開示様式 2)  
学会機関誌の論文投稿著者の発表する内容について、

「COI に関する開示」の記載内容は、学会機関誌の COI に関する事項に掲載される。

- 2) 本則 5. 自己申告者の COI 開示項目と開示様式 2)  
学会機関誌の論文投稿著者の発表する内容について、

- COI 状態がない場合は、「COI に関して開示すべきことがない」の文言が学会機関誌の同部分に記載される。
- 3) 「日本公衆衛生雑誌」以外の本学会刊行物で発表する場合もこれに準じる。
  - 4) 投稿論文の発表内容の質と信頼性の確保を行うため、本学会に提出された「投稿時 COI 自己申告書」は編集委員長、当該論文を担当する編集委員および査読委員に開示され、編集委員会の評価を受ける。

## 2. 役員、委員長、委員などの COI 状態の管理

- 1) 役員などの委嘱に際して、以下のプロセスにしたがって COI 状態を管理する。
  - ① 候補者は理事長に「役員などの COI 自己申告書」を提出する
  - ② 利益相反委員会は役員就任の適格性について審議を行い、判断結果（COI に関する意見書）を理事長に報告する
  - ③ 理事長は理事会の議決を経て役員候補者に対して承認・条件付き承認・不承認などの決定を行う。

## 3. COI 自己申告書の取り扱い

- 1) 学会発表のための抄録登録時あるいは本学会雑誌への論文投稿時に提出される COI 自己申告書は、提出の日から 3 年間、理事長の監督下に本学会事務所で厳重に保管されなければならない。同様に、役員の任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関する COI 情報の書類なども、最終の任期満了あるいは委員の委嘱撤回の日から 3 年間、理事長の監督下に本学会事務所で厳重に保管されなければならない。3 年間の期間を経過した者については、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。ただし、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者の COI 情報の削除・廃棄を保留できるものとする。
- 2) 本学会の理事・関係役職者は、本細則に従い、提出された自己申告書をもとに、当該個人の COI 状態の有無・程度を判断し、本学会としてその判断に従ったマネージメントならびに措置を講ずる場合、当該個人の COI 情報を隨時利用できるものとする。しかし、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らして開示が必要とされる者以外の者に開示してはならない。
- 3) COI 情報は、2) の場合を除き、非公開とする。COI 情報は、学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事長は利益相反委員会の審議を求め、答申結果について理事会の意見を聞いて、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表することができる。

- 4) 会員もしくは非会員から特定の会員を指名した開示請求（法的請求も含めて）があった場合、相当な理由があるときは、利益相反委員会が、個人情報の保護を考慮しながら適切に対応する。利益相反委員会は開示請求書を受領してから 30 日以内に委員会を開催して可及的すみやかにその可否および開示範囲に関する答申を理事長に行う。理事長は答申結果について理事会の意見を聞き、利益相反委員会に可否および開示範囲に関する指示を行う。

- 5) 開示の可否等が利益相反委員会で判断できない場合は、その旨を理事長に報告し、理事長は理事会の意見を聞き開示の可否等について判断するものとする。

## 4. 学会にかかる組織 COI

- 1) 学会にかかる組織 COI は、所定の様式（様式 5 日本公衆衛生学会 COI 開示）により作成し、学会ホームページ上で公告を行うとともに、代議員会に報告し、学会誌に掲載する。

## 5. 英文様式の使用

本則 4 の「4) 開示項目と開示様式」について、学術口演（講演含む）を英語で行う場合は、（様式 1）に代えて「(Form 1) Japanese Society of Public Health Conflict of Interest Self-Disclosure Form (At the Time of Abstract Submission for the Japanese Society of Public Health Annual Meeting, etc.)」を、学会機関誌の論文投稿を英語で行う場合は、（様式 2）に代えて「(Form 2) Japanese Society of Public Health Conflict of Interest Self-Disclosure Form (At the time of manuscript submission)」を使用するものとする。

## 6. 細則の変更

本細則は、指針の改正、その他社会的要因や産学連携に関する法令の変更などにあわせて適宜改正を行う。理事長は、利益相反委員会に本細則の改正について諮問し、委員会は理事長に改正案を答申する。理事長は理事会の議決を経て変更する。

## 7. 施行

- 1) 本細則は、2018年5月14日より実施とする。
  - 2018年8月31日一部改正。
  - 2025年4月17日一部改正。
- 2) 本細則施行のときに既に本学会役員などに就任している者については、本細則を準用して速やかに所要の報告などを行わせるものとする。

## III. 様式

（様式 1）日本公衆衛生学会総会等 抄録登録時 COI 自己申告書

（様式 2）日本公衆衛生雑誌 投稿時 COI 自己申告書

（様式 3）役員などの COI 自己申告書

（様式 4）スライド・ポスター開示例

## (様式 5) 日本公衆衛生学会 COI 開示

(Form 1) Japanese Society of Public Health Conflict of Interest Self-Disclosure Form (At the Time of Abstract Submission for the Japanese Society of Public Health Annual Meeting, etc.)

(Form 2) Japanese Society of Public Health Conflict of Interest Self-Disclosure Form (At the time of Manuscript Submission)

(様式1)

## 日本公衆衛生学会総会等 抄録登録時 COI 自己申告書

発表者名：\_\_\_\_\_

(各演者・共同演者ごとに記載し、全員分をとりまとめて提出してください)

演題名：\_\_\_\_\_

(登録時点から過去36か月の期間を対象に、発表内容に関する企業・組織または団体とのCOI状態を自己申告記載。登録時点から演題採択時点までに新たなCOI状態が生じた場合は、追加申告してください。)

項目	該当の状況	有であれば、著者名：企業名などの記載
<b>① 報酬額</b> 1つの企業・団体から年間100万円以上	有・無	
<b>② 株式の利益</b> 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有・無	
<b>③ 特許使用料</b> 1つにつき年間100万円以上	有・無	
<b>④ 講演料</b> 1つの企業・団体からの年間合計50万円以上	有・無	
<b>⑤ 原稿料</b> 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有・無	
<b>⑥ 研究費・助成金などの総額</b> 1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
<b>⑦ 奨学（奨励）寄附などの総額</b> 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
<b>⑧ 企業などが提供する寄附講座</b> 実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
<b>⑨ 旅費、贈答品などの受領</b> 1つの企業・団体から年間5万円以上	有・無	

※ 過去5年以内に研究内容に関する企業・営利を目的とする団体から研究機関への転職した場合は、ここに、元所属の当該企業名を記載してください( )。

**申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者について、上記①～③のいずれかに該当がありますか**

申告事項有り：様式1別紙「申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者」にご記入ください。

すべて申告事項無し：こちらに☑をお付けの場合は、様式1別紙の記入は必要ありません。

(申告日) 年 月 日

記名（自署）\_\_\_\_\_

(本COI申告書は演題発表後3年間保管されます)

(様式1別紙)

申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者の申告事項  
 日本公衆衛生学会総会等 抄録登録時 COI 自己申告書別紙  
 (①～③のいずれかに「有」がある場合のみ要提出)

発表者名：\_\_\_\_\_

演題名：\_\_\_\_\_

申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者について記入してください

項目	該当の状況	有であれば、著者名：企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有・無	

(本COI申告書は演題発表後3年間保管されます)

(申告日) 年 月 日

記名(自署)\_\_\_\_\_

(様式2)

## 日本公衆衛生雑誌 投稿時 COI 自己申告書

著者名：\_\_\_\_\_

(著者1人1人ごとに記載し、全員分をとりまとめて提出してください)

論文名：\_\_\_\_\_

(投稿時点から過去36か月の期間を対象に、論文内容に関する企業・組織または団体とのCOI状態を自己申告記載。

修正投稿および再投稿の際、あるいは論文受理時点までに新たなCOI状態が生じた場合は、追加申告してください)

項目	該当の状況	有であれば、著者名：企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有・無	
④ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計50万円以上	有・無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有・無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
⑦ 奨学（奨励）寄附などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
⑧ 企業などが提供する寄附講座 実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
⑨ 旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間5万円以上	有・無	

※ 過去5年以内に研究内容に関する企業・営利を目的とする団体から研究機関への転職した場合は、ここに、元所属の当該企業名を記載してください( )。

申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者について、上記①～③のいずれかに該当がありますか

申告事項有り：様式2別紙「申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者」にご記入ください。

すべて申告事項無し：こちらに☑をお付けの場合は、様式2別紙の記入は必要ありません。

(申告日) 年 月 日

記名（自署）\_\_\_\_\_

(本COI申告書は論文掲載後3年間保管されます)

(様式2別紙)

申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者の申告事項  
 日本公衆衛生雑誌 投稿時 COI 自己申告書別紙  
 (①～③のいずれかに「有」がある場合のみ要提出)

著者名：\_\_\_\_\_

論文名：\_\_\_\_\_

申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者について記入してください

項目	該当の状況	有であれば、著者名：企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有・無	

(本COI申告書は論文掲載後3年間保管されます)

(申告日) 年 月 日

記名(自署)\_\_\_\_\_

(様式3)

## 役員などのCOI自己申告書 (20 年).01.01~12.31: 就任時の前年から11年ごとに過去33年間申告)

(200x年に就任する場合は、おのの200x-3年分, 200x-2年分, 200x-1年分の提出が必要です)

一般社団法人 日本公衆衛生学会理事長殿

申告者 氏名(会員番号): \_\_\_\_\_ ( )

所属(機関・部署講座等)・職名: \_\_\_\_\_

本学会での役職名: 理事長 理事 監事 学会長 次期学会長委員会名: 委員会の委員長 委員    学会総会学術部会の部会長 部会委員    学会従事職員 その他( )

## A. 自己申告者自身の申告事項

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 (有 · 無)

(1つの企業・団体からの報酬額が年間総額100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	役職(役員・顧問など)	金額区分
1			
2			
3			

金額区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ③1,000万円以上

2. 株の保有と、その株式から得られる利益(1年間の本株式による利益) (有 · 無)

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	企業名	持ち株数	申告時の株価(一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ③1,000万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (有 · 無)

(1つの特許使用料が年間総額100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	特許名	金額区分
1			
2			

金額区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ③1,000万円以上

4. 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席(発表、助言など)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬 (有 · 無)

(1つの企業・団体からの講演料が年間総額50万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		

金額区分: ①50万円以上 ②100万円以上 ③200万円以上

## 5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 (□有・□無)

(1つの企業・団体からの原稿料が年間総額50万円以上のものを記載)

企業・団体名		金額区分
1		
2		

金額区分：①50万円以上 ②100万円以上 ③200万円以上

## 6. 企業や営利を目的とした団体が契約に基づいて提供する研究費 (□有・□無)

(1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた年間総額100万円以上のものを記載)

企業・団体名		研究費区分	金額区分
1			
2			
3			

研究費区分：①産学共同研究 ②受託研究 ③治験 ④その他

金額区分：①100万円以上 ②1,000万円以上 ③2,000万円以上

## 7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金 (□有・□無)

(1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた年間総額100万円以上のものを記載)

企業・団体名		金額区分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1,000万円以上

## 8. 企業などが提供する寄附講座 (□有・□無)

(企業などからの寄附講座に所属している場合に記載)

企業・団体名		寄附講座の名称	設置期間
1			
2			

※実質的に使途を決定し得る寄附額で実際に割り当てられた年間総額100万円以上のものを記載

## 9. その他の報酬（研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など） (□有・□無)

(1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上のものを記載)

企業・団体名		報酬内容	金額区分
1			
2			
3			

金額区分：①5万円以上 ②20万円以上

## B. 申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者の申告事項

該当する方の□に✓をお付けください。

すべて申告事項無し：こちらに✓をお付けの場合は下記項目の記入は必要ございません。

申告事項有り：下記の該当項目にご記入ください。無い項目には「無」に✓を付けてください。

## 1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 (□有・□無)

(1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名 企業・団体名	申告者との関係	
		役職(役員・顧問など)	金額区分
1			
2			
3			

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1,000万円以上

## 2. 株の保有と、その株式から得られる利益(1年間の本株式による利益) (□有・□無)

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	該当者氏名 企業名	申告者との関係	
		持株数	申告時の株価(一株あたり)
1			
2			

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1,000万円以上

## 3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (□有・□無)

(1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名 企業・団体名	申告者との関係	
		特許名	金額区分
1			
2			

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1,000万円以上

**C. 申告者の所属する研究機関・部門（研究機関、病院、学部またはセンターなど）にかかる institutional COI 開示事項（申告者が所属研究機関・部門の長と過去3年間に共同研究者、分担研究者の関係にあったか、あるいは現在ある場合に該当する）**

該当する方の□に✓をお付けください。

すべて申告事項無し：こちらに✓をお付けの場合は下記項目の記入は必要ございません。

申告事項有り：下記の該当項目に開示基準額以上であれば、金額区分番号をご記入ください。

**1. 企業や営利を目的とした団体が当該の研究機関・部門に対し提供する研究費（□有・□無）**

（1つの企業・団体との契約に基づいて、申告者の医学系研究（助成研究、共同研究、受託研究など）に関連して、当該の長に対して過去3年以内に実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられたものを記載）

	申告者所属の長の職名・氏名	企業・団体名	研究費区分	金額区分
1				
2				
3				

研究費区分：①産学共同研究 ②受託研究 ③治験 ④その他  
開示基準額 1000万円/企業/年 金額区分：①1000万円≤ ②2000万円≤ ③4000万円≤

**2. 企業や営利を目的とした団体が当該の研究機関・部門に対し提供する寄附金（□有・□無）**

（1つの企業・営利団体から、申告者の研究に関連して、所属研究機関そのものあるいは、部門（病院、学部またはセンター、講座）の長に対して提供され、過去3年以内に実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられたものを記載）

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		

開示基準額 200万円/企業/年 金額区分：①200万円≤ ②1000万円≤ ③2000万円≤

**3. その他（申告者が所属する研究機関そのもの、あるいは機関・部門の長が本学会の事業活動に関係する企業などの株式保有、特許使用料、あるいは投資など）（□有・□無）**

（本学会の事業活動において影響を与える可能性が想定される場合に記載）

	所属機関、部門あるいはその長の職名・氏名	企業・団体名	項目区分	コメント（例、無報酬役員）
1				
2				
3				

項目区分：①株式（5%以上） ②特許 ③投資（例、ベンチャー企業） ④その他

誓約：私の利益相反に関する状況は上記の通りであることに相違ありません。私の日本公衆衛生学会での職務遂行上で妨げとなる、これ以外の利益相反状態は一切ありません。なお、本申告書の内容は、社会的・法的な要請があった場合は、公開することを承認します。

申告日（西暦） 年 月 日

申告者署名

受付番号：

（本申告書は、任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から3年間保管されます）

自己申告書の欄が足りない場合に記入出来なかつたものについてご記入ください。(別紙)

申 告 者 氏 名:\_\_\_\_\_

### 〈申告事項〉

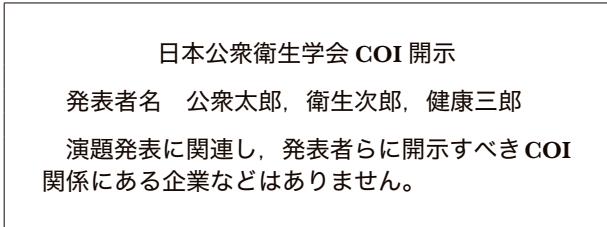
1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額
  2. 株の保有と、その株式から得られる利益（就任時前年度1年間の本株式による利益）
  3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬
  4. 企業や営利を目的とした企業や団体より、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
  5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
  6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
  7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金
  8. 企業などが提供する寄附講座
  9. その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）

\*記載項目数が足りない場合はコピーしてください。

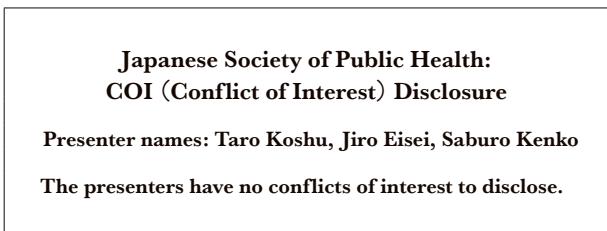
(様式4)

## ■スライド開示例

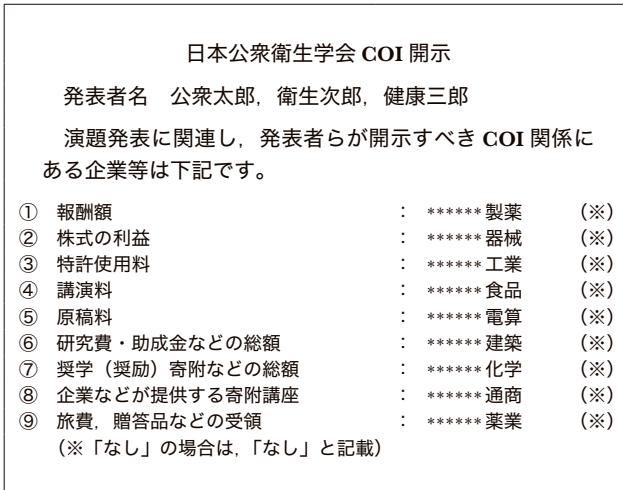
## 1. 開示すべき COI 関係にある企業などがない場合



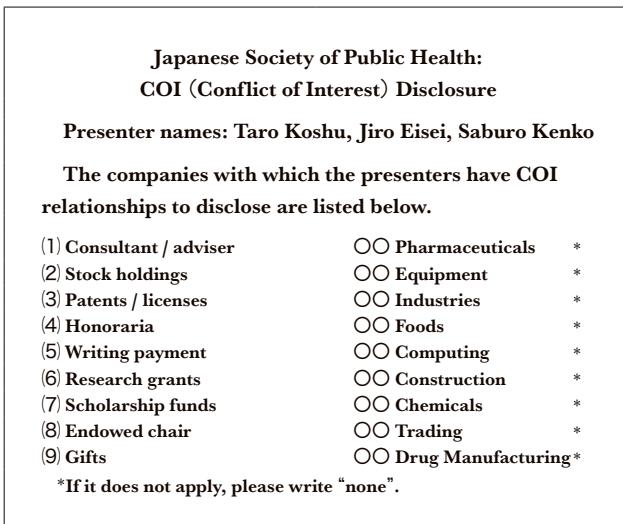
(英文表記例)



## 2. 開示すべき COI 関係にある企業などがある場合



(英文表記例)



(様式5)

一般社団法人 日本公衆衛生学会 COI 開示

○○年度（自○○○○年●月●日～至○○○○年●月●日）

一般社団法人 日本公衆衛生学会

理事長 ○○○○

## 1. 総括表

## 1) 企業・営利団体との受託研究等 一般会計

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ①受託研究収入      | 総件数○○件, 総額○○千円 |
| ②共同研究収入      | 総件数○○件, 総額○○千円 |
| ③受託事業・共同事業収入 | 総件数○○件, 総額○○千円 |

## 同 特別会計 ( )

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ①受託研究収入      | 総件数○○件, 総額○○千円 |
| ②共同研究収入      | 総件数○○件, 総額○○千円 |
| ③受託事業・共同事業収入 | 総件数○○件, 総額○○千円 |

## 2) 企業・営利団体からの寄附金収入

- |           |                |
|-----------|----------------|
| ①一般会計     | 総件数○○件, 総額○○千円 |
| ②学会総会会計   | 総件数○○件, 総額○○千円 |
| ③特別会計 ( ) | 総件数○○件, 総額○○千円 |

## 3) 学会総会等収入（企業主催・共催）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ①セミナー, シンポジウム等 | 総件数○○件, 総額○○千円 |
| ②企業展示利用料       | 総件数○○件, 総額○○千円 |
| ③広告料           | 総件数○○件, 総額○○千円 |

## 2. 詳細表

## 1) 企業・営利団体との受託研究等

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| ①研究助成金（学術費, 留学支援等） |               |
| ・○○製薬（株）           | 総件数○○件, 総額○○円 |
| ・○○産業（株）           | 総件数○○件, 総額○○円 |

## ②共同研究

- |          |               |
|----------|---------------|
| ・○○器械（株） | 総件数○○件, 総額○○円 |
| ・○○医薬（株） | 総件数○○件, 総額○○円 |

## ③受託事業

- |          |               |
|----------|---------------|
| ・○○通商（株） | 総件数○○件, 総額○○円 |
| ・○○科学（株） | 総件数○○件, 総額○○円 |

## 2) 企業・営利団体からの寄附金収入

## ①一般会計

・〇〇電算（株） 総件数〇〇件、総額〇〇円

## ②学会総会会計

・〇〇食品（株） 総件数〇〇件、総額〇〇千円

## ③特別会計

・〇〇建築（株） 総件数〇〇件、総額〇〇千円

## 3) 学会総会等収入（企業主催・共催）

## ①セミナー、シンポジウム等

・〇〇工業（株） 総件数〇〇件、総額〇〇千円

・〇〇薬業（株） 総件数〇〇件、総額〇〇千円

## ②企業展示利用料

・〇〇化学（株） 総件数〇〇件、総額〇〇千円

・〇〇発酵（株） 総件数〇〇件、総額〇〇千円

## ③広告料

・〇〇製薬（株） 総件数〇〇件、総額〇〇千円

・〇〇工業（株） 総件数〇〇件、総額〇〇千円

以上

(Form 1)

**Japanese Society of Public Health Conflict of Interest Self-Disclosure Form**  
**(At the Time of Abstract Submission for the Japanese Society of Public Health Annual Meeting, etc.)**

Name of Presenter or Co-presenter:

(Please fill out the form for each presenter and co-presenter, and submit them all together.)

Title of Presentation:

(Please provide information regarding any COI (Conflict of Interest) status with companies, institutions, or organizations related to the presentation content for the last 36 months from the time of presentation registration. If a new COI status arises between the time of registration and the time of presentation acceptance, please submit an additional declaration.)

Items to Disclose	Applicable	If applicable, provide name of author/name of company or organization etc.
<b>① Remuneration</b> Annual payment of 1 million yen or more from a single company, or organization	Yes • No	
<b>② Profit from stocks</b> Annual profit of 1 million yen or more, or ownership is 5% or more of all stocks of the corresponding stock from a single company	Yes • No	
<b>③ Patents</b> Annual patent fee of 1 million yen or more for a single patent	Yes • No	
<b>④ Honoraria (lecture fees)</b> Annual payment of 500,000 yen or more from a single company or organization	Yes • No	
<b>⑤ Manuscript fees</b> Annual payment of 500,000 yen or more from a single company or organization	Yes • No	
<b>⑥ Total research funds</b> Research contract funds allocated for medical and science research ( joint research, commissioned research, clinical trials etc.) that can be used by the researcher is 1,000,000 yen or more from 1 company or organization	Yes • No	
<b>⑦ Scholarship (incentive) donations</b> Annual amount allocated for use by the researcher is 1,000,000 yen or more from a single company or organization to the individual or individual's affiliated department or division	Yes • No	
<b>⑧ Endowed department funded by companies etc.</b> Annual amount allocated for use is 1,000,000 yen or more	Yes • No	
<b>⑨ Travel expenses, gifts etc.</b> Annual total of 50,000 yen or more from one single company or organization	Yes • No	

\* If you have moved from a company or profit-oriented organization related to your research to a research institution within the past five years, please provide the name of your previous employer. ( ).

**Do any of the above items ① through ③ apply to the spouse of the declarant, first-degree relatives, or persons sharing income or financial benefits?**

- Matters to Declare : Please fill out Form 1 Appendix "Matters to be declared by the spouse of the declarant, first-degree relatives , or persons sharing Income or financial benefits."
- No Matters to Declare : If you check this box, it is not necessary to fill out Form 1 Appendix.

(Date of Disclosure) / / (dd/mm/yy)  
 Name of Presenter or Co-presenter (Signature) \_\_\_\_\_

(This COI Declaration Form will be kept for 3 years after the presentation)

(Form 1 Appendix)

**Matters to be declared by the spouse of the declarant, first-degree relatives, or persons sharing income or financial benefits**

**Appendix of Japanese Society of Public Health Conflict of Interest Self-Disclosure Form**  
**(To be submitted only if any of the items ① to ③ are answered "Yes")**

Name of Presenter or Co-presenter: \_\_\_\_\_

Title of Presentation: \_\_\_\_\_

Please provide information regarding the declarant's spouse, first-degree relatives, or persons sharing income or financial benefits.

Items to Disclose	Applicable	If applicable, provide name of author/name of company or organization etc.
<b>① Remuneration</b> Annual payment of 1 million yen or more from a single company, or organization	Yes • No	_____
<b>② Profit from stocks</b> Annual profit of 1 million yen or more, or ownership is 5% or more of all stocks of the corresponding stock from a single company	Yes • No	_____
<b>③ Patents</b> Annual patent fee of 1 million yen or more for a single patent	Yes • No	_____

(Date of Disclosure) \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ (dd/mm/yy)  
 Name of Presenter or Co-presenter (Signature) \_\_\_\_\_

(This COI Declaration Form will be kept for 3 years after the presentation)

(Form 2)

**Japanese Society of Public Health Conflict of Interest Self-Disclosure Form**  
**(At the time of Manuscript Submission)**

Name of Author:

(Please fill out the form for each author and submit them all together.)

Title of Manuscript:

(Please provide information regarding any COI status with companies, institutions, or organizations related to the manuscript for the last 36 months from the time of submission. If a new COI situation arises at the time of the revised or re-submitted manuscript, or by the time the manuscript is accepted, please make an additional declaration.)

Items to Disclose	Applicable	If applicable, provide name of author/name of company or organization etc.
<b>① Remuneration</b> Annual payment of 1 million yen or more from a single company, or organization	Yes • No	
<b>② Profit from stocks</b> Annual profit of 1 million yen or more, or ownership is 5% or more of all stocks of the corresponding stock from a single company	Yes • No	
<b>③ Patents</b> Annual patent fee of 1 million yen or more for a single patent	Yes • No	
<b>④ Honoraria (lecture fees)</b> Annual payment of 500,000 yen or more from a single company or organization	Yes • No	
<b>⑤ Manuscript fees</b> Annual payment of 500,000 yen or more from a single company or organization	Yes • No	
<b>⑥ Total research funds</b> Research contract funds allocated for medical and science research ( joint research, commissioned research, clinical trials etc.) that can be used by the researcher is 1,000,000 yen or more from 1 company or organization	Yes • No	
<b>⑦ Scholarship (incentive) donations</b> Annual amount allocated for use by the researcher is 1,000,000 yen or more from a single company or organization to the individual or individual's affiliated department or division	Yes • No	
<b>⑧ Endowed department funded by companies etc.</b> Annual amount allocated for use is 1,000,000 yen or more	Yes • No	
<b>⑨ Travel expenses, gifts etc.</b> Annual total of 50,000 yen or more from one single company or organization	Yes • No	

\* If you have moved from a company or profit-oriented organization related to your research to a research institution within the past five years, please provide the name of your previous employer. ( ).

**Do any of the above items ① through ③ apply to the spouse of the declarant, first-degree relatives, or persons sharing income or financial benefits?**

- Matters to Declare : Please fill out Form 2 Appendix "Matters to be declared by the spouse of the declarant, first-degree relatives, or persons sharing Income or financial benefits."
- No Matters to Declare : If you check this box, it is not necessary to fill out Form 2 Appendix.

(Date of Disclosure) / / (dd/mm/yy)  
 Name of Author (Signature) \_\_\_\_\_

(This COI Declaration Form will be kept for 3 years after the publication of the manuscript)

(Form 2 Appendix)

**Matters to be declared by the spouse of the declarant, first-degree relatives, or persons sharing income or financial benefits**

**Appendix of Japanese Society of Public Health Conflict of Interest Self-Disclosure Form**  
**(To be submitted only if any of the items ① to ③ are answered "Yes")**

Name of Author: \_\_\_\_\_

Title of Manuscript: \_\_\_\_\_

Please provide information regarding the declarant's spouse, first-degree relatives, or persons sharing income or financial benefits.

Items to Disclose	Applicable	If applicable, provide name of author/name of company or organization etc.
<b>① Remuneration</b> Annual payment of 1 million yen or more from a single company, or organization	Yes • No	_____
<b>② Profit from stocks</b> Annual profit of 1 million yen or more, or ownership is 5% or more of all stocks of the corresponding stock from a single company	Yes • No	_____
<b>③ Patents</b> Annual patent fee of 1 million yen or more for a single patent	Yes • No	_____

(Date of Disclosure) \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ (dd/mm/yy)  
 Name of Author (Signature) \_\_\_\_\_

(This COI Declaration Form will be kept for 3 years after the publication of the manuscript)